



中国行政訴訟における原告適格：景観行政訴訟を中心に

陳, 瑶瑶

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 69(2):39-97

(Issue Date)

2023-03-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100481135>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481135>



中国行政訴訟における原告適格— 景観行政訴訟を中心に

陳 瑤 瑤

目次

はじめに

1. 中国行政訴訟における原告適格の一般論
 - 1.1. 原告適格と受理範囲
 - 1.1.1. 受理範囲の意味
 - 1.1.2. 原告適格の判断基準及び流れ
 - 1.1.3. 原告適格と受理範囲の関係
 - 1.2. 原告適格の判断枠組み—実際影響説と保護規範説
 - 1.2.1. 従来支配的だった実際影響説
 - 1.2.2. 保護規範説の登場と発展
 - 1.2.3. 実際影響説と保護規範説との関係
2. 景観行政訴訟における原告適格の認定
 - 2.1. 自然景観に関する行政訴訟
 - 2.1.1. 原則として、原告適格を否定
 - 2.2. 都市景観に関する行政訴訟
 - 2.2.1. 相隣権の概念・範囲と相隣紛争の解決
 - 2.2.2. 相隣権を手がかりに原告適格を判断した事例
 - 2.2.3. 相隣権とは切り離して「実際影響」・「利害関係」を判断した事例
 - 2.2.4. 注目される特殊事例：「間接的利害関係」と「集团的利益」
3. むすびにかえて
 - 3.1. まとめ
 - 3.2. 今後の課題
 - 3.2.1. 相隣権と地域像維持請求権

3.2.2. 実際影響説と保護規範説

3.2.3. 都市的相隣関係における行政的基準と相隣関係の理論

はじめに

社会経済の発展に伴い、景観保全の重要性が認識されつつある。しかし、急速に進む都市化と良好な景観構築の間で激しい衝突と矛盾が生じ、景観紛争が激増している。日本では2000年代以降、景観訴訟(国立マンション事件⁽¹⁾・軀の浦事件⁽²⁾)が注目を集め、多くの議論がなされてきた。中国でも、社会経済の発展と「生態文明」建設の提唱(第17回党大会報告(2007年))に伴い、景観保全の重要性が認識されつつある。しかし、急速に進む都市化と良好な景観構築の間で、激しい衝突と矛盾が生じ、景観紛争が激増している。そのため景観訴訟に関する議論も活性化した。

本稿は、中国における景観訴訟の問題を、行政訴訟における原告適格の問題を中心に検討する。

まず1では、受理範囲(=法院(裁判所)がどのような紛争を行政事件として受理し裁判しうるかという問題)について検討し、受理範囲と原告適格の関係(両者を区別すべきか)に関する議論を紹介する。従来の通説である実際影響説では、両者の判断基準が共通するため融合する場合がしばしば見られるのである。これを踏まえて原告適格の判断枠組みを検討し、従来の実際影響説と2017年の最高人民法院判決以来有力になっている保護規範説との対立状況を明らかにする。

2では、中国の景観行政訴訟の事例を収集・整理・分析した上で、現在の景観行政訴訟を①「自然景観に関する行政訴訟」と②「都市計画に関する景観行政訴訟」の2種類に分けて検討する。重点は後者に置かれる。この場合、相隣権に基づく原告適格が認められるかが問題になる。裁判例及び学説の多数は、日本でいうダブルトラックを認めず、行政許可がある場合は相隣関係に関する民事訴訟を認めないため、行政訴訟の重要性及び原告適格判断における相隣権の重要性が増すのである。

3では、本稿の考察をまとめた上で、今後検討すべき課題を示す。

(1) 最判平成18年3月30日民集第60巻3号948頁を始めとして多くの判決がある。さしあたり参照、角松生史「2つの景観訴訟における2つの景観利益—国立市マンション訴訟と軀の浦世界遺産訴訟」都市住宅学91号(2015年)23-28頁。

(2) 広島地判平成21年10月1日判時2060号3頁。

1. 中国行政訴訟における原告適格の一般論⁽³⁾

1.1. 原告適格と受理範囲

「受理範囲」(「受案範囲」)は原告適格と同様に中国行政訴訟における難題の一つである⁽⁴⁾。受理範囲概念は、日本の法律上の争訟概念や処分性概念と共通する点もあるが、行政訴訟法(行訴法)の条文の位置づけ、機能及びそれぞれの相互関係が不明確であるため、受理範囲と原告適格がしばしば重なって論じられる。そのため、原告適格の判断枠組みを分析する前に、受理範囲の概念と要素、そして受理範囲と原告適格の関係を解明しなければならない。

1.1.1. 受理範囲の意味

1.1.1.1. 受理範囲とは、「法院がどのような紛争を行政事件として受理し裁判しうる」⁽⁵⁾かという問題である。中国では、「法治原則により、すべての行政権に制約を加えなければならず、すべての権利が侵害された場合に救済を受けることができるはずである」⁽⁶⁾、すべての事

(3) 中国行政訴訟に関する日本語による先行研究で、原告適格に触れるものとして、以下の文献が挙げられる。

①南博方、周作彩「中国行政訴訟制度の動向と現況」一橋論叢101巻1号(1989年)1-18頁。

②尹龍澤「中国行政訴訟法の特徴と問題点について」創価法学22巻1号(1992年)61-87頁。

③杉田憲治「中国憲法と若干の法制に関する研究：党政分離、村民委員会、行政訴訟法について」(広島修道大学総合研究所、1992年)。

④葉陵陵「中国行政訴訟制度の特質」(中央大学出版部、1998年)。

⑤上拂耕生『中国行政訴訟の研究：行政に対する司法的統制の現況と問題』(明石書店、2003年)。

⑥呉東鎬「中国行政訴訟法における訴訟対象の特色」九州国際大学法学論集15巻2号(2008年)109-126頁。

⑦上拂耕生「中国行政訴訟法の改正論議に関する考察(一)——行政訴訟の目的と事件受理範囲を中心として——」アドミニストレーション20巻1号(2013)49-76頁。

⑧上拂耕生「中華人民共和國行政訴訟法の改正について」アドミニストレーション21巻2号(2015)53-80頁。

⑨韓昌善「中国における行政訴訟法の改正について」廣島法学39巻2号(2015年)96-75頁。

⑩白出博之「中国行政訴訟法の改正条文等について(1)-(6・完)」ICD news：法務省法務総合研究所国際協力部報68号91-114頁、69号100-128頁、70号111-119頁、71号86-104頁、72号115-131頁、73号83-98頁(2016年—2017年)

(4) 葉陵陵「中国行政訴訟制度の特質」(中央大学出版部、1998年)。上拂耕生『中国行政訴訟の研究：行政に対する司法的統制の現況と問題』(明石書店、2003年)。李哲範「中国行政訴訟法における「具体的行政行為」の概念(1)・(2・完)」法学論叢151巻2号54-74頁、6号53-72頁(2002年)。

(5) 何海波『行政訴訟法』(法律出版社、2022年)115頁。

(6) 何海波『行政訴訟法』(法律出版社、2022年)115頁。

件が法院によって審査・決定されるのは適切ではなく」、法院の「行政行為に対する審査の権限は一定の制限を受ける」⁽⁷⁾とされている。一言でいえば司法権には限界がある。受理範囲は司法審査の範囲を定めることにより、行政権と司法権のバランスを図るものと理解されている。

取消訴訟の対象について概括主義を採っている日本とは異なり、中国では、基本的には列举主義と概括主義を結合する成文法的方式で受理範囲の範囲を明記している。現行行訴法は12条（肯定的列举事項）⁽⁸⁾・13条（否定的列举事項）⁽⁹⁾を定め、「『中華人民共和国行政訴訟法』

(7) 葉陵陵『中国行政訴訟制度の特質』（中央大学出版社、1998年）114頁。

(8) 行政訴訟法第12条「人民法院は、公民、法人、その他の組織が提起した次に掲げる訴訟を受理する。

(一) 行政拘留、許可証及び免許証の一時押収又は取消、生産営業の停止命令、違法所得の没収、違法な財物の没収、過料、警告等の行政処罰に対して不服があるとき

(二) 人身の自由の制限又は財産の封印、差押え、凍結等の行政強制措置及び行政強制執行に対して不服があるとき

(三) 行政許可の申立において、行政機関の拒否又は法廷期限内に無回答或いは行政機関の行った行政許可その他に関連する決定を不服とするとき

(四) 行政機関による土地、鉱物、水流、森林、山岳、草原、荒地、干潟、海域等の自然資源の所有権又は使用権の確認決定に対して不服があるとき

(五) 徴収、収用決定及びその補償決定に対して不服があるとき

(六) 行政機関に人身権、財産権等の合法的權益を保護する法定職責の履行を申請した際に、行政機関が履行を拒絶し又は回答しないとき

(七) 行政機関が経営自主権又は農村土地請負経営権、農村土地経営権を侵犯したと認めるとき

(八) 行政機関が行政権力を濫用し、競争を排除又は制限したと認めるとき

(九) 行政機関が違法な資金調達、費用の割当てを行い、又は違法にその他の義務履行を求めたと認めるとき

(十) 行政機関が法によって補償金、最低生活保障待遇又は社会保険待遇を支払わなかったと認めるとき

(十一) 行政機関が法による履行をせず、約定によって履行せず、又は政府特許、経営協議や土地家屋収用補償協議等の合意を違法に変更・解除したとき

(十二) 行政機関がその他の人身権、財産権等の合法的權益を侵犯したと認めるとき

前項に定めるもののほか、人民法院は、法律・法規で訴訟を提起できると規定するその他の行政事件を受理する。」

(9) 行政訴訟法第13条「人民法院は、国民、法人またはその他の組織が次に掲げる事項について提起した訴訟を受理しない。

(一) 国防、外交などの国家行為

(二) 行政法規、規則または行政機関が制定し、公布した普遍的拘束力を持つ決定・命令

(三) 行政機関が行政機関公務員に対して行った賞罰及び任免などの決定

(四) 法律で行政機関が最終的裁決をすると定められている行政行為」

の適用における若干問題に関する最高人民法院の解釈」⁽¹⁰⁾（法釈〔2018〕1号）（以下「2018年司法解釈」という）はその補完として1条で、受理範囲に属しない事項を列挙している⁽¹¹⁾。

具体的には、行訴法12条1項は「人民法院は、公民、法人、その他の組織が提起した次に掲げる訴訟を受理する」として11項目を列挙し、1項12号「行政機関がその他の人身権、財産権等の合法的權益を侵害したと認める」⁽¹²⁾及び2項「前項に定めるもののほか、人民法

-
- (10) 中国における司法解釈は、「最高人民法院または最高人民検察院が下級機関からの法律問題の問い合わせに対し、あるいは自ら一方的に、裁判や検察の義務における法律、法令の具体的な運用について」、「規定」や「通知」などの文書の形式された指示の類であり（参照、葉陵『中国行政訴訟制度の特質』（中央大学出版社、1998年）198-199頁）、日本の最高裁のように具体的な争訟に際して示される解釈ではなく、それから離れた一般的な解釈であり、事実上法律としての役割を果たしている（参照、湛中樂「『行政訴訟法』的『変革』と『踟躕』」法学雑誌36巻3期（2015年）23-33頁（30-31頁））。司法解釈の法的根拠として、1955年6月の全国人民代表大会常務委員会は「法律解釈の問題に関する決議」をし、その中で「審判の過程で生じるどのように法律・法令を具体的に応用するかの問題については、最高人民法院の審判委員会が解釈を行う」とし、そして、1981年6月に「法律解釈工作进行を強化する決議」において「最高人民法院は審判工作中において、最高人民検察院は検察工作中において、それぞれ法律・法令を具体的に応用する問題に関して解釈を行う」と決議した。全人代常務委員会は、1955年と1981年の2回の決議により、司法解釈の権限を最高人民法院と最高人民検察院に授権した。参照、栗津光世「中国における『司法解釈』と『案例指導制度』の展開」産大法学40巻3・4号（2007年）1103-1072頁（127頁）。また、人民法院組織法には、最高人民法院が審理中における法律、法令の具体的な運用において、解釈を行う職権を有する（18条）と定めている。ここで注意すべきなのは、立法停滞状況（全人代は5年一回しか開催されず、議員が多数で審理が尽くせず、同常務委員会も年4回の一定時期しか開催されない）が存在し、さらに法律はすべての事項を規定することはできないといった限界もあり、法律の運用と審理中の難題を解決するために、法律の規定に含まれていない「新たなルール」を定立する立法権的な権限も最高法院には与えられている。司法解釈は、「法令は簡潔に、運用は精密に」という伝統的法観念と立法機関の立法停滞状況が存在しているなどの理由から、法律を補充し、具体的事件の処理を指令するために制定するものであると指摘されている。参照、栗津光世「中国における『司法解釈』と『案例指導制度』の展開」産大法学40巻3・4号（2007年）1103-1072頁（128頁）。
- (11) 従来、受理範囲について列挙主義と概括主義の関係の議論がなされてきた。1989年行政訴訟は列挙主義を採用していた。「現在の中国の実際の状況を考慮すると、行政法がまだ完備していないこと、人民法院の行政裁判が健全でないこと、行政訴訟法が「人民は政府に対して訴訟を提起することができる」と規定していること、概念の更新の問題、不慣れと適応できない問題、受け入れ能力の問題があり、受理範囲については現在まだ広く規定するべきではなく、行政訴訟制度の実施を円滑にするために、徐々に範囲を広げていくべきである。」王漢斌「中華人民共和國行政訴訟法に関する説明（案）」、第七期全国人民代表大会第二回会議での演説（1989年3月28日）参照。これに対して、2014年行訴法は「概括的列記主義」を採用する。行政訴訟法は2条で受理範囲について概括的一般規定を定め、さらに11条で列記式の肯定的事項と13条で否定的事項を列挙する。
- (12) 同号から、12条1項が概括主義を採用して受理範囲を規定することが読み取れるとするものとし

院は、法律・法規で訴訟を提起できると規定するその他の行政事件を受理する」⁽¹³⁾ という概括的な一般規定を定めている。また13条で、4つの受理すべきでない事項を列挙している。

2018年司法解釈1条は「公民、法人またはその他の組織が、国家の行政職権を有する機関と組織およびその職員の行政行為を不服として、法に基づき訴訟を提起した場合、人民法院の行政訴訟の事件受理範囲に属する」とした上で、(1)-(9)号で行訴法の定める4つの否定的列挙事項の内容をより明確にしている。また、(10)号で「公民、法人またはその他の組織の権利義務に実質的な影響を産み出さない行為」は受理範囲に属しないとするが、同号の反対解釈として、「実質的な影響」を産み出す「行政行為」は受理範囲に属するという概括的理解が可能である⁽¹⁴⁾。

て、朱芒「概括主義的行政訴訟「受案範囲」—種法解釈路径的備忘録」華東政法大學學報18卷6期（2015年）60-71頁（70頁）。

(13) 行訴法は12条1項で権益を概括的に保護した上で、2項で客観訴訟を導入するために余地をもたせる。梁君瑜「論行政糾紛可訴性」北方法學13卷6期（2019年）80-93頁（87頁）。

(14) 2018年司法解釈1条「公民、法人またはその他の組織が、国家の行政職権を有する機関と組織およびその職員の行政行為を不服として、法に基づき訴訟を提起した場合、人民法院の行政訴訟の事件受理範囲に属する。

以下の行政行為は人民法院の行政訴訟の事件受理範囲に属しない。

(一) 公安、国家安全などの機関が刑事訴訟法の明確な授權によって実施する行為

(二) 調停行為及び法律に規定された仲裁行為

(三) 行政指導

(四) 行政行為に対して当事者の申し立てを却下する重複処理行為

(五) 行政機関が行った外部法律効果を生じない行為

(六) 行政機関が行政行為を行うために行う準備、論証、研究、階層報告、コンサルティングなどの過程的行為

(七) 行政機関が人民法院の有効な裁判に基づき、通知書の執行に協力して行う執行行為である。行政機関が執行範囲を拡大したり、違法な方法で執行したりする場合を除く

(八) 上級行政機関が内部的な階層の監督関係に基づいて下級行政機関に対して行う報告の聴取、法律の遵守の検査、責任履行の督促などの行為

(九) 行政機関が苦情に関する事項に対して行う登録、受理、交付、転送、再検査、再審査に関する意見などの行為

(十) 公民、法人またはその他の組織の権利義務に実質的な影響を産み出さない行為」

（上拂耕生『中国行政訴訟の研究：行政に対する司法的統制の現況と問題』（明石書店、2003年）における2000年「中華人民共和國行政訴訟法の執行における若干の問題に関する解釈」1条の翻訳を参照した。ただし（十）については「及ばさない」を「産み出さない」に変更した）。

2000年「中華人民共和國行政訴訟法の執行における若干の問題に関する解釈」における受理範囲の規定（1条）は従来の列挙主義の拘束を超えて概括主義を採用していた。朱芒「概括主義的行政訴訟「受案範囲」—種法解釈路径的備忘録」華東政法大學學報18卷6期（2015年）60-71頁（70頁）。

1.1.1.2. 受理範囲に関する条文としては、行訴法2条1項⁽¹⁵⁾、12条、13条及び2018年司法解釈1条が挙げられる。それぞれの条文の規定が異なるため、受理範囲の判断基準が複数併存することになる。具体的には、(具体的)行政行為⁽¹⁶⁾(現行行訴法2条、2018年司法解釈1条柱書)、「合法的權益を侵害した」(現行行訴法2条及び12条1項12号)、「**実際の影響を産み出す**」(2018年司法解釈1条2項10号)が見られる。

現在の司法解釈は「行政行為」+「**実際の影響**」で安定している⁽¹⁷⁾が、それは行訴法2条と12条1項12号を広く解釈したといえる⁽¹⁸⁾。そのため、学説上は「合法的權益」をめぐって受理範囲を論じた論文⁽¹⁹⁾がたくさんあるものの、本稿では、(具体的)行政行為と「**実際の影響を産み出す(産生)**」に焦点を絞って、受理範囲を考察することにする。

-
- (15) 1989年行訴法2条は訴権に関する条文とされていたが、学説上は受理範囲に関する条文とする見解がある。劉善春「行政訴訟受案範圍的理論与实践探究」政法論壇3号(1995年)54-59頁(54頁)。羅豪才、応松年『行政訴訟法学』(中国政法大学出版社、1990)113頁。楊小君「正確認識我国行政訴訟受案範圍的基本模式」行政法學研究4期(1999年)26-29頁(26頁)。これに対して、2条はスローガンの条文に過ぎないと言っても過言ではないという見解もある。章劍生『現代行政法総論』(法律出版社、2019年)349頁。
- (16) 1989年行政訴訟法第2条「公民、法人及びその他の組織は、行政機関及び行政機関職員の具体的行政行為がその合法的權益を侵害したと認めるときは、この法律により人民法院に訴訟を提起する權利を有する」では、「具体的」行政行為が規定された。
- (17) 楊偉東「新司法解釋受案範圍規定的思路、邏輯及未來發展」行政法學研究5期(2018年)67-78頁(75頁)。
- (18) 行訴法上の「合法的權益が侵害された」の概念の範囲が狭いとして、「合法的權益に影響を産み出す」に変更する修正案を提出したものとして、李培磊「行政訴訟受案範圍的立法改革」甘肅行政學院學報3期(2014年)114-124頁、128頁(118頁、122頁)。
- (19) 羅豪才、応松年主編『行政訴訟法学』(中国政法大学出版社、1990年)112頁。甘文『行政訴訟法司法解釋之評論—理由、觀點与問題』(中国法制出版社、2000年)9頁。皮純協、姜明安『行政法与行政訴訟法教程』(中国城市出版社、2001年)269頁。丁麗紅「關於擴大行政訴訟对合法權益保護範圍的思考」行政法學研究1期(1999年)54-56頁。馬懷德主編『行政訴訟原理』(法律出版社、2009年)164頁。これに対して、「具体的行政行為」をめぐって受理範囲を論じた論文がある。王周戸、李大勇「行政訴訟受案範圍的重新解讀—以法律適用为視角看〈行政訴訟法〉相關制度的修改」法律科学(西北政法大学學報)6期(2006年)113-119頁(113-114頁、117-118頁)。何海波『行政訴訟法』(法律出版社、2022年)117-186頁。また、「合法的權益」+「行政行為」を中心に受理範囲を検討する論文もある。劉善春「行政訴訟受案範圍的理論与实践探究」政法論壇3期(1995年)54-59頁。方世榮「論我国行政訴訟受案範圍的局限性及其改進」行政法學研究2期(2012年)16-20頁、46頁(16-20頁)。

①（具体的）行政行為

李哲範によると、行政行為概念が最初に現れたのは、1983 年に出版された『行政法概要』においてであり、フランス法に由来する⁽²⁰⁾。同書は、行政行為とは国家行政機関がなす行政管理活動の総称であるとし、行政行為を事実行為と法行為、抽象的行政行為と具体的行政行為及び一方的行政行為と双方的行政行為に分けている⁽²¹⁾。この抽象的行政行為と具体的行政行為の二分法⁽²²⁾に基づいて、1989 年行政訴訟法は「具体的行政行為」を基準に受理範囲を限定した⁽²³⁾。

具体的行政行為の概念は、1989 年行政訴訟法では明確に定義されなかったが、1991 年最高人民法院の司法解释である『《中華人民共和國行政訴訟法》の貫徹・執行の若干問題に関する意見（試行）』（以下「意見」という）は、「具体的行政行為とは国家行政機関及び行政機関の工作人員、法律及び法規により授權された組織、行政機関により委託された組織または個人が、行政管理の活動において、行政職権を行使し、特定の公民、法人あるいはその他の組織に対し、特定の具体的事項についてなした公民などの権利義務に関する一方的行為である」⁽²⁴⁾とした。しかし、この定義規定は、一方的な行為に限られ、行政契約などの双方的な行為を排除していた。また、具体的行政行為を行使する主体の範囲が広すぎ、委託された組織または個人も含まれ、一般的な行政法理論と一致しなかったため、2000 年「中華人民共和國行政訴訟法の執行における若干の問題に関する解釈」（法釈〔2000〕8 号）（失効、以下「2000 年司法解释」という）の施行により上記の「意見」が廃止され、2014 年の行訴法改正に至るまで、具体的行政行為の定義規定は設けられていなかった。

具体的行政行為の概念は不明瞭だが、学説上は、日本訴訟法上でいう「行政処分」に相当

(20) 李哲範「中国行政訴訟法における「具体的行政行為」の概念（1）」法学論叢 151 卷 2 号（2002 年）54-74 頁（58 頁）。

(21) 李哲範「中国行政訴訟法における「具体的行政行為」の概念（1）」法学論叢 151 卷 2 号（2002 年）54-74 頁（58 頁）。

(22) 二分法は、「ほとんど我が国の行政法學理論、執行実践と司法実践の基礎となっている」とされる一方で、以下のような疑問も提示されている。例えば、①抽象的行為と具体的行為の間にはいくつかの中間的な行為が存在している。②世の中には抽象的行為は存在せず、いかなる行為も具体的行為である。③抽象的行政行為と具体的行政行為の区別が、受理範囲の拡大を阻害している。胡建淼、胡茂傑「行政行為兩分法的困境和出路——「一般行政処分」概念的引入和重構」浙江大學學報（人文社會科學版）50 卷 6 期（2020 年）90-109 頁（95-96 頁）。

(23) 葉必豊『行政行為原理』（商務出版社、2014 年）49 頁。

(24) 参照、李哲範「中国行政訴訟法における「具体的行政行為」の概念（1）」法学論叢 151 卷 2 号（2002 年）54-74 頁（69 頁）。

するという理解が一般的である⁽²⁵⁾。第1にそれは、抽象的行政行為と区別される。両者の区別として、学説上、(1) 行為の対象が特定されるか、または特定されないか、(2) 行為効果は直接的であるか、または間接的であるか、(3) 行為の効力は一回性か反復性などの要素を考慮しなければならない⁽²⁶⁾ という観点が述べられる。実務上、2000年司法解釈によると、「一般的効力を有する決定、命令」とは、「行政機関が不特定の対象に対して公布する重複適用しうる行政規範性文書」を指す。この規定から、具体的行政行為と抽象的行政行為の区別の基準として、「反復して適用されるか」と「対象が特定されるか」が挙げられる。すなわち、具体的行政行為とは、特定の者または物に対する具体的な措置であり⁽²⁷⁾、これに対して、抽象的行政行為とは、不特定の者に対して繰り返して適用されるものである⁽²⁸⁾。後者は具体的には、行政法規、行政規則及びその他一般的拘束力を有する決定、命令を含み、日本でいう行政立法概念に近いと言えよう⁽²⁹⁾。

第2に、行政紛争を解決するために、実務上、具体的行政行為の外延を拡大する傾向が現れた結果、事実行為、双方行為、行政機関の不作为も、抽象的行政行為に属さない限り、具体的行政行為の範疇に入れられるようになった。例えば、2000年代から、行政契約を行政行為に含める裁判例が多く見られる。このため、行訴法上の「具体的行政行為」と直感的な「具体的行政行為」の意味範囲が一致しなくなってきた。このため、2014年行訴法改正は「具体的行政行為」の「具体的」を削除し、「行政行為」概念を確立した⁽³⁰⁾。また、同法12条1項11号は、行政契約が受理範囲に属すると明文で定めている。ただし、上で見た行政立法等の抽象的行政行為が行訴法上の「行政行為」に含まれないことは変わっていない。

要するに、中国行訴法上の「行政行為」は、日本の講学上の行政行為概念や行政事件訴訟法等の「処分」=「公権力の行使」等よりも広く、行政契約や不作为等も広く含むものである。

②「実的な影響を産み出す」

「実的な影響」の意味については、まず「法律効果」との同異が問題となる。「実的な

(25) 上拂耕生『中国行政訴訟の研究：行政に対する司法的統制の現況と問題』（明石書店、2003年）34頁。何海波『行政訴訟法』（法律出版社、2022年）119頁。

(26) 胡建淼『行政訴訟法学』（法律出版社、2019年）91頁。

(27) 上拂耕生『中国行政訴訟の研究：行政に対する司法的統制の現況と問題』（明石書店、2003年）85頁。

(28) 胡建淼、胡茂傑「行政行為二分法の困境和出路—「一般行政処分」概念的引入和重構」浙江大学学报（人文社会科学版）50卷6期（2020年）90-109頁（95頁）。

(29) 上拂耕生『中国行政訴訟の研究：行政に対する司法的統制の現況と問題』（明石書店、2003年）85頁。

(30) 何海波『行政訴訟法』（法律出版社、2022年）119頁。

影響」は、法効果なのか、事実上の影響なのか、それとも両方か、その概念と外延が自明ではない。学説上は、不利結果説⁽³¹⁾（実的な影響は法効果とは関係なく、不利な結果である）、事実上の影響説⁽³²⁾、法効果と事実上の影響両方が含まれる説⁽³³⁾が挙げられる。実務上は、多くの判旨は簡単に「権利義務に実的な影響を産み出さない」としか指摘せず、「実的な影響」の本当の意味を読み取るのは難しいが、文脈から強制力・拘束力⁽³⁴⁾及び「権利・義務・法的地位」を「形成・変更・消滅」⁽³⁵⁾することであると推測できるようである⁽³⁶⁾。例えば、魏永高、陳宇志訴来安県人民政府收回土地使用權批復事件⁽³⁷⁾においては、行政機関が行った内部通知（批復）が、執行され外部化して「法律効力」を発生させたことで具体的行政行為に転化し、土地使用權者の権利義務に実的な影響を与えたとされた。上海第一中院審判委員會審判經驗及類案裁判方法通報では、実的な影響は「法律効果」とされている⁽³⁸⁾。

以上を踏まえて、（具体的）行政行為と「実的な影響がない」とはどのような関係にあるのか。90年代には、1989年行政訴訟法2条にいう「具体的行政行為」が受理範囲を判定する上で機能したが、その後、2000年司法解釋1条2項6号では「公民、法人及びその他の組織の権利義務に実的な影響を産み出さない行為」が規定され、「実的な影響を産み出す」が初めて受理範囲の判断基準として登場し、裁判例は、焦点を「具体的行政行為」から「実

(31) 江必新『中国行政訴訟制度之發展—行政訴訟司法解釋解讀』（金城出版社、2001年）110頁。

(32) 馬懷德主編『司法改革与行政訴訟制度的完善』（中国政法大学出版社、2004年）146-147頁。

(33) 楊小軍「行政訴訟受案範圍之反思」法商研究26卷4号（2009年）85-91頁（90頁）。楊小君「行政訴訟原告資格：影響与利害關係」法治論叢4期（2006年）106-113頁（106-109頁）。

(34) 学者によると、「法律効果とは、（行為）主体が意志行為によって直接的に一定の権利義務關係を設定、変更、消滅または確認し、そして、法律上の保護を期待することである」。ここに、「法律上の保護を期待する」は、判決における「強制力」あるいは「拘束力」を指す。葉必豐「具体行政行為的法律效果要件」東方法学2期（2013年）3-7頁（4頁）。

(35) 桂林永興投資有限公司訴桂林市發展和改革委員會行政批復再審事件、最高人民法院行政裁定書（2015）行監字第100号。同様に、張俊峰、張海勃訴西安市人民政府行政復議事件において、法院は「批復行為は内部的な承認（「審批」）の一環にすぎず、外部的効果を発生させず、外部に対して直接行政義務を創設しないため、可訴性がなく、」受理範囲に属しないと指摘した、最高人民法院行政裁定書【法宝引証碼】CLIC.11237284。

(36) 「実的な影響」は法效果理論などに取って代わられるべきではないという見解もある。于立深、劉東霞「行政訴訟受案範圍の権利義務實際影響條款研究」当代法学6期（2013年）51-62頁。

(37) 安徽省高級人民法院行政裁定書（2012）皖行終字第14号。要するに、内部的な決定（例えば會議録）については、一旦外部化されると、例えば、行政機関が行政行為の相手方に決定を通知すると、当該決定は相手方に拘束力が生じ、可訴性のない行為が可訴性がある行為に転化する可能性がある。

(38) https://www.a-court.gov.cn/platformData/infoplat/pub/nolcourt_2802/docs/202106/d_3726538.html、2022年12月1日最終訪問。

際的な影響」へと移してきた。2000年以前は「内部的、未確立、段階的な行為、または非行政主体または非法定機関による行為」を具体的行政行為でないとして受理範囲に含めない判例が多かったが、2000年以後は行政行為の種類、過程形態、主体を問わず、実際的な影響を産み出すかどうかに着目し、産み出す場合は受理範囲に含める裁判例が多いと思われる。学者の観点によれば、2000年司法解釈によれば、具体的行政行為に対する法解釈の作業を放棄し、「実際的な影響」を行政行為が「訴えが可能な行政行為」（可訴行政行為）であるかどうかを判断する基準としている⁽³⁹⁾からである。逆に行政機関が行った行為で実際的な影響がないものについては、原則として、（具体的）行政行為だが実際的な影響はないため受理範囲に属しないものと整理される。ただし、行政機関が行った具体的行為であっても、例えば、刑事司法行為のように、受理範囲に属さないものもある⁽⁴⁰⁾。つまり、日本法では法効果性と権力性に着目する「処分」概念が抗告訴訟の対象を画定する機能を担っているが、中国法上の「（具体的）行政行為」概念が受理範囲を画定する機能は小さく、その機能は主に「実際的な影響」が担っていると言える。

最後に、上とは別のレベルの問題として、「誰かの（＝多くは名宛人）」の権利義務に実際的な影響を与えるが、「原告の」権利義務に実際的な影響を与えない行政行為を、受理範囲の問題と考えるか原告適格の問題と考えるかという点がある。この点は原告適格の箇所後述する。

1.1.2. 原告適格の判断基準及び流れ

中国における行政訴訟の原告適格の判断基準については、3段階⁽⁴¹⁾または4段階⁽⁴²⁾で発展したという理解が一般的である。3段階説と4段階説との区別は、1989年以前と1989年から2000年の間の原告適格の判断基準（すなわち、「直接な利害関係」と「合法的權益を侵害し

(39) 閻閔宝「我国行政訴訟受案範圍の再検討」行政法學研究3期（2000年）66-73頁、91頁（70頁）。

(40) 2000年司法解釈と2018年司法解釈1条からすれば、受理範囲に属さないものは、「行政行為ではないもの（例えば、刑事司法行為）」と「行政行為だが実際的な影響がないもの」という2つの類型に分けられる。2000年司法解釈1条の条文解説については、陳越峰「中国行政法（釈義）學の本土生成—以「行政行為」概念為中心的考察」清華法學9卷1号（2015年）19-36頁（29-30頁）、参照。2018年司法解釈1条の条文解説については、楊偉東「新司法解釋受案範圍規定的思路、邏輯及未來發展」行政法學研究5期（2018年）67-78頁（75頁）、参照。

(41) 陳鵬「行政訴訟原告資格的多層次構造」中外法學第5期（2017年）1214-1232頁（1215頁）、張振振「論行政訴訟原告資格發展之歷程與理念轉換」政治與法律第8期（2015年）87-95頁（87頁）。倪洪濤「論行政訴訟原告資格的「梯度性」結構」法學評論第3期（2022年）36-50頁（37-42頁）。

(42) 章劍生「行政訴訟原告資格中「利害關係」的判斷結構」中國法學第4期（2019年）244-264頁（244頁）。程琥「行政法上請求權與行政訴訟原告資格判定」法律適用第11期（2018年）18-28頁（18-19頁）。

た))を異なるものとするかどうかに基づいている。

後述するように、本稿は、「合法的權益」から「(法律上の) 利害関係」への焦点の移動と、原告適格の範囲(相手方に限るか第三者も含むか)との関係を重視するので、「直接の利害関係」と「合法的權益を侵害した」を区別すべきだと考える。そのため以下では4段階説に基づいて説明しておく。

1.1.2.1. 1989年以前:「直接の利害関係」

中央集権的な計画経済体制が実行され、国家利益がすべてより高く、個人の主体的地位が完全に抹殺されたと同時に、長期にわたって政治的動揺が絶えず、民主法治に至っておらず、そのため、行政訴訟制度を育んでいく土壌はなく、原告適格を議論するような状況ではなかった⁽⁴³⁾。1978年中国共産党第11期中央委員会第三回全体会議後、改革開放によって市場経済が推進され、個人の利益が重視され、政治改革も推し進められたが、行政訴訟の発生と発展に必要な市場経済と民主政治はまだ模索段階にあるため、行政訴訟制度が確立されず、行政訴訟は民事訴訟の規定を適用するとのみ規定されていた(1982年民事訴訟法(試行)第3条第2項)。原告適格を有する者については、「本事件と直接の利害関係のある個人、企業事業単位、機関、団体」とされていた(民事訴訟法(試行)第81条第1項)。章劍生は、行政訴訟において民事訴訟法(試行)が機能している事例として、最高人民法院が公布した鄭太発不服土地管理行政処罰事件⁽⁴⁴⁾、支国祥不服稅務行政処罰事件⁽⁴⁵⁾及び上海環球生物工程公司不服藥品管理行政処罰事件⁽⁴⁶⁾を挙げる⁽⁴⁷⁾。上記の裁判例では原告適格が認められたが、その点が特に議論されてはいない。

1.1.2.2. 1989年—2014年:「合法的權益を侵害した」から「法律上の利害関係を有する」へ ア 1989年—2000年:「合法的權益を侵害した」(1989年行政訴訟法2条・41条)

80年代中後期において、経済体制改革が大きな発展を遂げ、政治体制改革が徐々に進められ、個人の経済的利益と民主的権利が極めて重視され、行政訴訟にも注目が集まった(例

(43) 夏錦文、高新華「我国行政訴訟原告資格的演進」法商研究(中国南政法学院学報)1期(2001年)100-105頁(102頁)。

(44) 『最高人民法院公報』1989年2期。

(45) 『最高人民法院公報』1989年2期。

(46) 『最高人民法院公報』1989年4期。

(47) 章劍生『現代行政法総論』(法律出版社、2019年)346頁。

その背景の下で、1989年行政訴訟法が制定され⁽⁵¹⁾、同法は、第2条及び第41条第1項により、原告適格を定めた⁽⁵²⁾。第2条「公民、法人またはその他の組織は、行政機関および行政機関の職員の具体的行政行為がその合法的權益を侵害したと認めるときは、本法に従って人民法院に訴訟を提起する権利を有する」により訴権を規定し⁽⁵³⁾、第41条第1項（「原告は具体的行政行為が自身の合法的權益を侵害したと認識する公民、法人又はその他の組織である」）で原告適格の判断基準を明確にした⁽⁵⁴⁾。「合法的權益を侵害した」の判断基準は、「法益

- (48) 包郵照訴蒼南縣政府強制拆除事件は中国における最初の行政訴訟ではないが、公民が法律に基づいて権利を保護する意識と政府が法律により行政行為を行う（依法行政）意識を喚起し、行政訴訟法の立法を推進したので、第一号行政訴訟とされている（人民法院報2018年10月29日）。筆者が調べ得た限りでは、「華姿商標訴訟事件」（1985）が最初の行政訴訟事件である。参照、覃正東、孫秀卿「「華姿」標識引起的行政訴訟案」人民司法1期（1987年）23-24頁。
- (49) 注（43）の夏錦文らの論文は、時代の変化に適應するために、1989年行政訴訟法が制定され、「合法的權益」という原告適格の判断基準も確立されたと述べる（102頁）。
- (50) 章志遠「論變革觀在「行政訴訟法」修改中的運用」行政法學研究1期（2015年）44-49頁（45頁）。王万華「新中国行政訴訟早期立法与制度—對104部法律、行政法規的分析」行政法學研究4期（2017年）49-65頁（54頁）。
- (51) 「民政と法制」の發展と行政訴訟法の制定の提唱（第13回党大会報告）を背景として、行政機關が法律に基づいて職権を行使することを監督し、公民と組織の合法的權利を保護するため、行政訴訟法が制定された。参照、何海波編『行政法治奠基時：1989年『行政訴訟法』史料荟萃』（法律出版社、2019年）29頁。
- (52) 原告適格に関する条文として、1989年行政訴訟法の第2条、第41条の他に第24条第1項（「本法に基づき訴訟を提起した公民、法人及びその他の組織は原告とする」）を挙げることが一般的であるが（参照、沈福俊「論對我国行政訴訟原告資格制度的認識及其發展」華東政法學院學報5期（2000年）3-7頁（4頁）。）、同条は当事者能力に関する規定でありやや性質が異なるため、以下の検討では省略する。
- (53) 胡康生主編『行政訴訟法釈義』（北京師範學院出版社、1989年）5頁。訴権とは、「当事者が実体的權益を保護したり、実体的權利義務を確認するために、法院が国の裁判権を名義で審理して判決を下すけ」である。喜子「反思与重構：完善行政訴訟受案範圍的訴權視角」中国法学1期（2004年）50-60頁（54頁）。
- (54) なお、中国では、原則として、原告適格が認められた当事者のみを「原告」と呼び、結果的に原告適格が認められなかった当事者は「起訴人」と呼び分けられるが、文献によっては両者を区別せず、「原告」の語を用いる場合もある。本稿も日本法に合わせて、両者を区別せず「原告」と表記する（引用の場合も同様である）。なお、第41条第1項の「原告は…公民、法人又はその他の組織で

と「侵害」の2つの部分に分けられ、両者の意味内容を明らかにしなければならない。その際に、第一に考察の対象となるのが法益の種類であり、その上で、この時期の原告適格論の核心である「侵害」概念について検討する。

まず、「合法的權益」の範囲を明確にしなければならない。学説によれば、合法的權益には、①すべての人身権及び財産権（1989年行訴法11条1項8号「その他の人格権、財産権等の合法的權利利益を行政機関が侵害したと認めるとき」）、②法律で定められる他の權益（1989年行訴法11条2項「人民法院は、前項に掲げるもののほか、法律又は法規で訴訟を提起できると定めているその他の行政事件を受理する」）が含まれる⁽⁵⁵⁾。実務上、名誉権を「人身権」の範疇に入れ、このような人身権・財産権の範囲の拡大によって原告適格が認められた事例⁽⁵⁶⁾がある。これに対して、法律で定められていない単純な事実上の利益も「合法的權益」である⁽⁵⁷⁾という議論もある。しかし、前述のように、2000年以前は、合法的權益の判断は受理範囲に密接に関連していたので、そもそも問題が受理範囲の段階で解決されている⁽⁵⁸⁾ことが多数である。

次に、合法的權益が「侵害」された者の範囲については、具体的行政行為の相手方のみに限定され⁽⁵⁹⁾、第三者は排除されるという見方が多く見られた。これは、当初、行政紛争は行政行為の相手方が行政行為に不服があることにより行政機関と相手方との間に生じるものである⁽⁶⁰⁾と考えられていたからである。

これに対して、一部の学説判例に、第三者も合法的權益を侵害されうるという見解もあった⁽⁶¹⁾。例えば、梁善華不服南寧市工商局變更南寧市邕州房屋開發公司法定代表人登記事

ある」という規定は、日本法の用語法であれば奇異に思えるが、上記の「原告」と「起訴人」の区別を踏まえれば、これが原告適格の規定であることがわかる。

(55) 周漢華「論行政訴訟原告資格審査」中国法学6期（1991年）108-111頁（111頁）。

(56) 張幫熙不服泸州市公安局对其嫖娼行為責令具結悔過決定事件（1994）、最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選—行政卷』（中国法制出版、2000年）38-43頁。学説上、行政法上の權益だけでなく、行政訴訟によって保護されるべきでない以外の民法上の權益の両者も合法的權益に属するという見解もあった。呉偕林「行政訴訟原告資格新論」行政法学研究4期（1993年）73-77頁、68頁（76頁）。

(57) 高家偉「論行政訴訟原告資格」法商研究（中南政法学院学报）1期（1997年）63-67頁（67頁）。

(58) 丁麗紅「關於擴大行政訴訟對合法權益保護範圍的思考」行政法学研究1期（1999年）54-56頁。劉善春「行政訴訟受案範圍的理論与实践探究」政法論壇3期（1995年）54-59頁（54-56頁）。

(59) 最高人民法院「行政訴訟法」培訓班編『行政訴訟法專題講座』（人民法院出版社、1989年）60頁、143頁。

(60) 最高人民法院「行政訴訟法」培訓班編『行政訴訟法專題講座』（人民法院出版社、1989年）56頁。

(61) 呉偕林「行政訴訟原告資格新論」行政法学研究4期（1993年）73-77頁、68頁（76-77頁）。これに対して、行政行為によって自分の合法的權益が損害された者は行政訴訟を提起することができると

併⁽⁶²⁾において、民革南寧市委員会は原告の經理の職務を免除し、被告工商行政管理局は民革南寧市委員会の決定により法定代表者を変更した。判決は、被告の行為が会社の経営自主権を侵害し、利害関係者としての原告は自分の名義で訴訟を提起できると判示した。この時期、行政処罰の被害者、所有物を没収された第三者、相隣権を有する者、競業者などの原告適格の問題が注目を集めていた。

また、例外的だが、「合法的權益の侵害」ではなく、「利害関係を有する者」として第三者の原告適格を認めようとする裁判例もあった。中国農業銀行惠陽市支行不服惠州市房產管理局頒發房屋所有權証行政處理上訴事件⁽⁶³⁾において、判決は債権者が行政行為との間に法律上の利害関係を有するとして、原告適格を認めた⁽⁶⁴⁾。しかしこの解釈に対しては、1989年行政訴訟法27条⁽⁶⁵⁾により、「利害関係を有する者」が第三者として訴訟参加できるため、反対解釈として利害関係を有する第三者は原告たり得ないという有力な反論が可能になった⁽⁶⁶⁾。

いう意見もある。王万華「行政訴訟原告資格」行政法学研究2期（1997年）78-84頁（82頁）。上海普陀区泰山二村19号至21号43戸居民与上海市普陀区規画土地局行政許可事件（【法宝引証碼】：CLI.C.234806）、1990年12月、被告である普陀区土地計画管理局は、第三者である普陀区泰山二村第一住民委員会に、「臨90—645」駐輪場建築工事免許を發給した。原告は、その具体的行政行為が行政法規定に違反し、駐輪場の建築物が住民の通風、採光、通路などの合法的權益を侵害したことを理由に、免許を取り消し、空間の現状回復を求めて行政訴訟を提起した。一審は、原告は行政行為の相手方ではなく、利害関係人であり、受理範囲に属しないととして、請求を却下した。しかし、二審判決は、行訴法第2条の規定によれば、「合法的權益」は、財産権、人身權利のみならず、その他の權益も含む。これにより、具体的な行政行為の相手方でない者も、行政行為が自分の合法的權益を侵害したと認める場合、相手方と同様に、行政訴訟法の規定に従って行政訴訟を起こす權利を有すると判示した。

(62) 最高人民法院中国应用法学研究所編『人民法院案例選—行政卷』（中国法制出版社、2000年）276-283頁。

(63) 広東省高級人民法院行政判決書、(1999)粵高法行終字第1号。

(64) 同様に、保康県建築勘察設計院訴保康県環境保護局環保政処罰決定糾紛事件では、法院は原告が行政行為との間に直接的な利害関係があるとして、原告適格を認めた。湖北省保康県人民法院行政判決書、[1999]保行初字第27号。

(65) 1989年行政訴訟法27条「公民、法人またはその他の組織が訴えられた具体的行政行為と利害関係を有するが、第三者として訴訟に参加することを申請することができ、または人民法院が訴訟に参加するよう通知する。」

(66) 例えば、鄒榮「行政訴訟の原告資格研究學術討論會総括」法学7期（1998年）61-63頁は、合弁企業が取り消された場合、外資業者は原告適格を有するかどうかという例に関する研究会の討論を紹介する中で、次のような見解を紹介する。訴訟参加に関する1989年行政訴訟法27条の規定（「公民、法人またはその他の組織が訴えられた具体的行政行為と利害関係を有するが、第三者として訴訟に参加することを申請することができ、または人民法院が訴訟に参加するよう通知する」）は、行政相手方ではなく行政行為と利害関係を有する者には原告適格が認められず、第三者として訴訟に参

要するに、この時期、学說的にも実務的にも、原告の範囲を行政行為の相手方に絞っていたのが多数である。

イ 2000年—2014年：「(法律上の) 利害関係」(2000年司法解釈12条)

90年代の原告適格論と行訴法27条(第三者に関する条文)の影響で、第三者が原告として訴訟を提起することはかなり困難だった。具体的行政行為の相手方が訴訟を提起しなければ、具体的行政行為との間に利害関係を有する者は第三者として訴訟に参加できず、実効的な司法的救済を受けることもできない、という問題が生じた⁽⁶⁷⁾。特に問題とされたのは、以下の2つの事例である。

一つ目は、日本法では問題とされることがまずないが、行政処罰の発動に関して被害者が原告適格を有するかという問題である。例えば次のような設例が挙げられる。

工場の周りに住んでいる住民は、工場から排出基準を超えて汚染物質を排出する行為が生活環境を著しく汚染するとして、環境保護局に汚染問題を処理するように何度も要求した。但し環境保護局は一度軽微な行政処罰をしただけで、工場は依然として汚染物質を排出し続けている。この場合、被害者たる住民は環境保護局が行った行政処罰を対象として行政訴訟を提起することができるか⁽⁶⁸⁾。

このような問題については、学説上は肯定説が多数説だったが、被害者の原告適格を否定する⁽⁶⁹⁾ 見解もあった。肯定説の理由としては、以下のような点が挙げられる。行政処罰が行った行政機関、行政処罰の相手方である加害者及び被害者の三面関係において、被害者が原告として訴訟を起こすことを許さなければ、一般的には加害者は訴訟を提起しない、この

加することを予定しているというものである。

(67) 甘文『行政訴訟法司法解釈之評論—理由、観点と問題』(中国法制出版社、2002年) 62-63頁。

(68) 張海棠「侵權案件中受害人等是否享有原告資格」行政法學研究3期(1993年) 89-91頁。

(69) 否定説の論拠として以下の2つの理由が挙げられる。「第一に、被害者と行政処罰とは直接な利害関係をもっておらず、行政機関は、加害者に対して処罰を加えるか否か、あるいは処罰の軽重によってもたらされた結果は、加害者に影響を与えることがあるものの、被害者に全く影響を産み出さないため、被害者の合法的權益は行政処罰によって侵害されることがない、としている。第二に、関係行政機関が、加害者に対して処罰するか否か、または処罰の軽重をどうするかは、行政機関の自由裁量権の範囲に属することであるから、第三者の立場にある被害者はそれに関与すべきではない、と主張される。」張尚鷺主編『走出低穀的中国行政法學—中国行政法學綜述与評價』(中国政法大学出版社、1991年) 439-440頁。翻譯を葉陵陵『中国行政訴訟制度的特質』(中央大学出版部、1998年) 252頁参照。

場合、「侵害された合法的權益が訴訟上の救済を得られないのみならず、違法な行政行為の是正も得られない」⁽⁷⁰⁾。

二つ目は、複効的行政行為の場合の原告適格の問題である。複効的行政行為とは、ある者には利益となるものの、他者にとっては不利な影響を与える行政行為である。次のような設例が挙げられる。

二人の公民がある発明特許を申請し、特許局が発明特許をその中の一人に与え、当該授權行為は授与された公民に対して行われたものであるが、未だ授權されていないもう一方の公民の権利が影響を受け、当該公民は当該特許権を享有できない、このような場合、授權されていない公民は当該行政訴訟に対して訴訟を提起することができるか⁽⁷¹⁾。

中国では、この問題について、原告適格を行政行為の相手方に限定すべきであるという制限説も存在したが、行政行為は授權された公民と授權されていない公民の両者に利害関係があるから、後者には原告適格を認めるという観点が有力だった⁽⁷²⁾。

上記問題を解決し、さらに、原告適格の判断基準を明確にし、具体的行政行為の相手方以外の者にも原告適格を拡大するため、2000年司法解释では、原告適格につき「具体的行政行為との間に法律上の利害関係を有する公民、法人及びその他の組織」(12条)と定めた⁽⁷³⁾。立法の性格を持つ(「立法性」)司法解释の形で新たな原告適格の判定基準が確立されるに至ったのである⁽⁷⁴⁾。

「法律上の利害関係」概念の登場により、「法律上の利害関係」基準を用いて原告適格の有無を判断する事例が多く見られる。例えば次の曹明華訴臨沂市財政局、臨沂市科技局資産認定行政批复事件⁽⁷⁵⁾の事例である。

1994年5月6日元沂南県科学技術委員会の所属機関である沂南県技術市場管理弁公室(以下「弁公室」という)は沂南県工商行政管理局(以下「工商局」という)に対して、金橋技術センター(以下「センター」という)の開設を申請した。1994年5月11日、

(70) 張尚鷺主編『走出低穀的中国行政法学—中国行政法学綜述与評價』(中国政法大学出版社、1991年) 440頁。葉陵陵『中国行政訴訟制度の特質』(中央大学出版部、1998) 252頁。

(71) 参照、上拂耕生『中国行政訴訟の研究：行政に対する司法的統制の現況と問題』(明石書店、2003年) 188頁。

(72) 参照、張樹義『冲突与選択—行政訴訟の理論与实践』(時事出版社、1992年) 138-139頁。

(73) 信春鷹編『中華人民共和國行政訴訟法釈義』(法律出版社、2014年) 69-70頁。

(74) 倪洪濤「論行政訴訟原告資格の「梯度性」結構」法学評論40巻3期(2022年) 36-50頁(39頁)。

(75) 山東省高級人民法院行政判決書、(2010)魯行終字第21号。

工商局はセンターに「企業法人営業許可証」を授与し、「企業の性質」は「集団」、「登録資金」は「6万元」、原告は「経理」、「法定代表人」と明記した。原告はセンターの「経理」、「法定代表人」であった。

1998年8月20日弁公室は原告を免職した。1998年10月6日工商局はセンターの「法定代表人」を尹永良に変更した。原告は免職に不服があるとして、工商局に対して、センターの企業性質を確認することを申請した。工商局は応答しなかった。原告は法定代表人の変更登記行為を取り消し、企業性質を確認することを求めて行政訴訟を提起した。一審、二審を経て、法院は工商局の変更登記行為を取り消し、工商局に企業性質を認定するよう命じた。

2001年4月3日、元臨沂市国有資産管理局、元臨沂市科学技術委員会は共同で臨国資行字(2001)1号「沂南県科学委員会「關於对沂南県科委〈關於申請界定沂南金橋科技開發中心国有資産的報告〉的批復(以下「批復」という、批復とは、(下級機関からの文書に)意見を書き加えて返答するものである)を作成し、登録資本金は国有資産とした。沂南県工商行政管理局は批復によって、沂工商字(2001)第27号『關於重新核定沂南県金橋科技開發中心經濟性質的決定』(以下『決定』という)を行い、センターを国有企業と認定した。原告は不服があるとして、「決定」と「批復」を取り消すことを求めて行政訴訟を提起した。判決は「原告は利害關係人としてセンターの企業性質確認(行為)に対して、(自分の)権利を主張することができ、「批復」がセンターの企業財産を国有財産と認定したため、原告との間に法律上の利害關係を有する」とした上で、原告適格を肯定した。

この裁判例は、センターは国有財産ではなく自らの私有財産であるとして、原告が自らの財産権を保護するために訴訟を提起した事例である。法院は「合法的權益の侵害」ではなく、「法律上の利害關係を有する」の有無を中心に原告適格を判断しているようにみえる。ここで当時の行訴法の「合法的權益の侵害」と司法解釈の「法律上利害關係を有する」はどのような関係にあるのか、疑問が生じる。

1.1.2.3. 2014年——「利害關係を有する」(2014年行政訴訟法25条)

上で見たように、学説(1989年から2000年まで)と2000年司法解釈により、原告適格の問題の焦点は、「合法的權益」から「利害關係」へと転換してきたが、2014年に至り、行訴法改正で、利害關係が原告適格の判断基準であることが明確にされた(行訴法第25条第1項「行政行為の相手方及びその他の行政行為と利害關係を有する公民、法人及びその他の組織

は、訴訟を提起する権利を有する」)⁽⁷⁶⁾。「利害関係」概念の登場は、「合法的權益」概念の範囲を広げたように見えるが、実際には両者がどのような関係にあるのか、2000年司法解釈以前に原告適格の判断基準として重視されていた「合法的權益」にまだ機能が残っているのか、どのように扱われているか⁽⁷⁷⁾、検討する必要がある。

裁判例を見ると、「合法的權益」に触れず「(法律上の) 利害関係」しか言及しないもの⁽⁷⁸⁾が多いが、「合法的權益が侵害された」ことだけで原告適格が認められた⁽⁷⁹⁾事例もあり、また、「合法的權益」=「(法律上の) 利害関係」としたものもある⁽⁸⁰⁾。最高人民法院の判旨

(76) 「「法律上の利害関係」について、法律上保護された利益か、法律上保護に値する利益か、反射的利益が含まれるか、学説判例上様々な理解が存在し」、「これは公民の訴権を客観的に制限しているおそれがある」。(参照、信春鷹編『中華人民共和國行政訴訟法釈義』(法律出版社、2014年)70頁、童衛東「進歩与妥協「行政訴訟法」修改回顧」行政法研究4期(2015年)22-32頁(25頁)。「立案難」(立案すべき事件が立案されず、受理すべき事件が受理されていない(参照、白出博之「中国行政訴訟法の改正条文等について(1)」ICDnews: 法務省法務総合研究所国際協力部報68号(2016年)91-114頁(98頁))という問題を解決し、行政訴訟の受理範囲に属すべき事件を正しく受理範囲に属せしめるために、「利害関係」を基準にし、原告適格に関する条文(行訴法25条)を改正した。行政訴訟法は「法律上の利害関係」を「利害関係」に変更したが、実は、「法的利害関係」と「利害関係」の意味は同じであり(江必新、邵長茂『新行政訴訟法修改条文理解与適用』(中国法制出版社、2015年)83頁)。「法律上の利害関係」がもたらす可能性のある誤解を避けるために、原告が行政行為の相手方に限らないことを明らかにしている(何海波『行政訴訟法』(法律出版社、2022年)201頁)。耿宝建裁判官は、「大げさに言えば、複雑な事件における原告適格の問題について、行政訴訟法における「利害関係」の規定は「白紙委任」とみなす」としつつ、「「利害関係」は単に考慮判断の要素だけであり、具体的な事件において分析すべきである」と指摘した。耿宝建「主観公権利与原告主体資格—保護規範理論的中国式表述与運用」行政法研究2期(2020年)3-18頁(4頁)。

(77) 「合法的權益」に着目した上で原告適格の問題を検討する論文がある。参照、姚斌「行政訴訟中原告の「合法權益」—以最高人民法院公布的典型案例(1989-2011年)為例」行政法研究2期(2013年)107-112頁。

(78) 金某与湖南省人民政府土地行政復議糾紛再審事件、最高人民法院行政裁定書(2020)最高法行申6994号。

(79) 石沢潭与荊陽市住房和城鄉規劃建設局行政不作為上訴事件、河南省鄭州市中級人民法院行政判決書(2017)豫01行終609号。

(80) 陳秀玲訴寧波市公安局鄞州分局交通警察大隊道路行政強制事件(浙江省寧波市鄞州区人民法院行政裁定書、(2012)甬鄞行初字第52号)において、裁判官はまず、「公民、法人またはその他の組織の合法的權益が損害されたことは、行政訴訟の原告資格を認定する条件の1つであり、つまり原告は訴えられた具体的行政行為と法律上の利害関係を有するべきである」とし、その上で、「被告は第三者の事故車両に対する強制措置を解除し、起訴人の合法的權益を損なわず、起訴人の権利義務に実際的な影響を与えなかったため、起訴人と本件の起訴された具体的行政行為には法律上の利害関係がなく、原告適格が認められる」と判示した。

によれば、利害関係の有無を判断するためには、合法的権益の存在や根拠を検討する必要がある。万長林等訴遼寧省本溪市人民政府等支付安置費用事件⁽⁸¹⁾において、最高人民法院は「利害関係を有するということは、起訴人の合法的権益が訴えられた行政行為によって侵害される可能性があることを指す。起訴人が保護できる合法的権益を有することは利害関係の前提条件である」と指摘した。最近、最高人民法院が判例解説を通じて、利害関係と合法的権益の関係をより詳細に明らかにした。「利害関係の有無を判断するためには、次の四つの条件を満たしていなければならない。第一に、原告が主張することは、合法的権益でなければならない。第二に、当該権利は原告に帰属しなければならない。原告が主張する利益が他人に帰属するものあるいは公共の利益であれば、行政機関との利害関係は認められない。第三に、権益が損なわれることは、主観的な臆測によるものではなく、現実的可能性が必要である。立案段階では、権益が行政行為により侵害された結果を要求しないが、その損害の結果が予想されなければならない。第四に、原告が主張する権益は行政法の規範によって保護されていない必要はなく、すなわち法規範または規範の目的から、当該権益は行政機関が行政訴訟を行う際に保護または考慮すべきものでなければならない⁽⁸²⁾。」以上を踏まえると、合法的権益は25条の「利害関係」の一部として機能しているように思われる。ただし、ここでいう「合法的権益」が2条のそれと同じかどうかは議論がありうる。行訴法の体系上は、2条は原告適格の条文ではないとも考えられるからである⁽⁸³⁾。

(81) 最高人民法院行政裁定書、(2016)最高法行申1969号。

(82) 「債権人行政訴訟原告資格の認定—十堰市中達建築安裝工程有限公司訴十堰市自然資源和規劃局房屋行政登記事件」、https://mp.weixin.qq.com/s/yEQtfvqFC8A_beRjgyFqGQ、2022年10月13日最後訪問。1.2.2. で述べる劉旦明事件の影響を受けた事件である。

(83) 章劍生『現代行政法総論』（法律出版社、2019年）380頁（「スローガンの条文」とする。）他方で、原告適格に関する条文だとする見解もある。沈福俊「論对我国行政訴訟原告資格制度的認識及其發展」華東政法学院学報5期（2000年）3-7頁（4頁）。受理範囲に関する条文とする見解もあるが（（方世榮「論我国行政訴訟受案範圍的局限性及其改進」行政法學研究2期（2012年）16-20頁、46頁（17頁）。劉善春「行政訴訟受案範圍的理論与实践探究」政法論壇3号（1995年）54-59頁（54頁）。羅豪才、応松年『行政訴訟法学』（中国政法大学出版社、1990年）113頁。楊小君「正確認識我国行政訴訟受案範圍的基本模式」行政法學研究4期（1999年）26-29頁（26頁）。）受理範囲は現行行訴法12条（列举の肯定的事項+概括的な規定）と13条（否定的事項）によって判断できるので、この見解は成り立たないと言える。参照、章・同上。

【図1 原告適格に関する条文⁽⁸⁴⁾】

時期	法律	条文
1989年前	1982年民事訴訟法 (試行)	第3条第2項 法律により人民法院が審理すると規定されている行政事件については、この法律の規定を適用する。 第81条第1項 原告は本事件と直接な利害関係のある個人、企業事業単位、機関、団体である。
1989年－ 2000年	1989年行政訴訟法	第2条 公民、法人及びその他の組織は、行政機関及び行政機関職員の具体的行政行為がその <u>合法的權益を侵害したと認めるときは</u> 、この法律により人民法院に訴訟を提起する権利を有する。 第41条第1項 原告は具体的行政行為が自身の <u>合法的權益を侵害したと認識する</u> 公民、法人又はその他の組織である。
2000年－ 2014年	1989年行政訴訟法	第2条、第41条第1項
	2000年司法解釈	第12条 具体的行政行為との間に法律上の利害関係を有する公民、法人及びその他の組織は、当該行政行為に対して不服がある場合には、法に基づき行政訴訟を提起することができる。 第13条 以下の状況の1つがある場合、公民、法人及びその他の組織は法に基づき行政訴訟を提起することができる。 ①提訴された具体的行政行為がその相隣権又は公平競争の権利に係る場合 ②訴えられた不服審査決定（「行政復議決定」）との間に法律上の利害関係を有する場合あるいは不服審査（「復議」）等行政手続において第三者として追加された場合 ③行政機関に対して法に基づき加害者の法的責任追及を要求する場合 ④取消又は変更された具体的行政行為との間に合法的權益を有する場合
2014年－	2014年行政訴訟法 ⁽⁸⁵⁾	第2条第1項 公民、法人またはその他の組織は、行政機関および行政機関の職員の行政行為がその <u>合法的權益を侵害したと認めるときは</u> 、本法に従って人民法院に訴訟を提起する権利を有する。 第25条第1項 行政行為の相手方及びその他の行政行為と利害関係を有する <u>公民、法人及びその他の組織は</u> 、訴訟を提起する権利を有する。

(84) 原告適格に関する条文には議論があるが、関連条文をすべて列挙する。

(85) 行政訴訟法は2017年に改正されているが、ここで挙げた条文は変更されていない。

2014 年 -	2018 年司法解釈	第 12 条 以下の状況の 1 つがある場合、行政訴訟法第 25 条第 1 項の定める「行政行為と利害関係を有する」ことに属するものである。 ①提訴された行政行為がその相隣権又は公平競争の権利に係る場合 ②不服審査等行政手続において第三者として追加された場合 ③行政機関に対して法に基づき加害者の法的責任追及を要求する場合 ④取消又は変更された行政行為との間に合法的權益を有する場合 ⑤自身の合法的權益を保護するために行政機関に苦情を申立て、苦情対応の職責を有する行政機関が処理を行った又は行わなかった場合 ⑥その他の行政行為と利害関係がある場合
----------	------------	--

1.1.3. 原告適格と受理範囲の関係

1.1.1 で、受理範囲の判断基準が「権利義務に实际的な影響を産み出す」とされていることを述べた。しかし、2000 年司法解釈の注釈書によれば、「实际的な影響」は原告適格の判断基準でもある。同書によれば、「合法的權益を侵害した」の意味を明らかにし、原告適格の範囲を拡大するため、2000 年司法解釈は「法律上の利害関係を有する」者にも原告適格を認めるに至った。しかし、「法律上の利害関係」は一見明確な概念ではなく、いかに捉えるかが問題となる。同解釈 12 条にいう「具体的な行政行為との間に法律上の利害関係を有する」は、行政機関が行った具体的行政行為が公民、法人及びその他の組織の権利利益に实际的な影響を与える場合である⁽⁸⁶⁾と同書は述べる。

2000 年司法解釈に関する同書の理解によれば、受理範囲の要素としての「实际的な影響」がそのまま原告適格の要素としての「法律上の利害関係」の解釈を規定することになる⁽⁸⁷⁾。これから、受理範囲と原告適格とはどのような関係にあるのかという疑問が湧く。そして、受理範囲と原告適格の関係に日本における処分性と原告適格のような客観的—主観的の区別が存在しているのか詳細に検討する必要もある。

上記の問題を明確にするために、2000 年司法解釈 1 条 2 項 6 号及び 2018 年司法解釈 1 条 2 項 10 号の規定、すなわち「公民、法人またはその他の組織の権利義務に实际的な影響を産

(86) 最高人民法院行政審判庭『「関与執行中華人民共和國行政訴訟法若干問題的解釋」釈義』（中国城市出版社、2000 年）26-27 頁。

(87) 同司法解釈制定時に最高人民法院行政庭長の江必新は、個人や組織が行政行為から實際上の不利な影響を受けた場合、具体的行政行為の直接の対象（具体的行政行為の直接の名宛人）ではなくても、このような影響が民事訴訟を通じて救済されない限り、行政訴訟により解決することを考慮しなければならないと指摘した。この考え方が「实际影響説」に影響していると思われる。参照、江必新『中国行政訴訟制度之發展：行政訴訟司法解釋解説』（金城出版社、2001 年）33 頁。

み出さない行為」の定めを再検討すべきであろう。受理範囲の判断において、(ア)「誰かの」権利義務への実際的な影響を問題にするのか、(イ)「原告の」権利義務への実際的な影響を問題にするのか、明確にする必要がある。この問題が受理範囲と原告適格の関係と密接に関連するからである。(ア)の立場に立てば、受理範囲とは別に原告適格の問題を検討する必要がある、(イ)の立場をとれば受理範囲と原告適格を区別する必要はなく、両者が融合する。これについては、学説・裁判例上、2つの方向性が見られる。

一つ目は、受理範囲と原告適格を区別する見解である。「受理範囲は訴権の客体の範囲を画定し、これに対して、原告適格は訴権の主体の範囲を確定する」⁽⁸⁸⁾。具体的には、受理範囲は「行政行為が訴えられうるものか」を規定し、これに対して、原告適格は「誰が」訴えの対象たる行政行為に対して訴訟を提起することができるかを確定するというものである⁽⁸⁹⁾。実務上、受理範囲と原告適格を明確に区別している判例もある。例えば、*徐某等与南通市通州区交通运输局交通行政管理及行政赔偿事件*において、法院はまず信号機の設置行為が受理範囲に属するかどうかを判断した。(ア)「誰かの」権利義務への実際的な影響を産み出すのかという問題を明確にした上で、(イ)「交通信号の設置行為は受理範囲に属するものであるが、誰もが訴訟を提起することができるわけではない」とし、原告適格について検討した⁽⁹⁰⁾。ここでは法院は受理範囲と原告適格の区別を意識し、受理範囲と原告適格には客観的一主観的の区別があると言える。

二つ目は、受理範囲と原告適格を区別しない見解である。学説上、原告適格の問題は（広義の）受理範囲に属するという見解がある⁽⁹¹⁾。実務上も受理範囲と原告適格は繋がっていると判断する事例⁽⁹²⁾もある。例えば、*上海冠好佳物業管理服務有限公司訴上海市虹口区住房*

(88) 賀奇兵「行政訴訟原告資格審査機制的正当化改造」法学4期（2017年）61-70頁（62頁）。受理範囲を訴訟の客体として認識した事例もある。王麗英不服信豊县公安局消防科行政処罰決定事件（1996）、最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選—行政卷』（中国法制出版社、2000年）59-64頁。孫春牛は概ね以下のような見解を述べる。受理範囲で解決される問題は「範囲」という客観的な問題であり、つまりどのような行政紛争を行政訴訟に入れるべきであるが、原告適格で解決される問題は「資格」という主観的な問題であり、つまりどのような人が行政訴訟を提起することができる。前者は「行政行為」に焦点を当てているが、後者は「人」に着目している。孫春牛「論我国行政訴訟受案範圍与原告資格の關係」重慶科技学院学报（社会科学版）3期（2010年）61-62頁、65頁（62頁、65頁）。

(89) 賀奇兵「行政訴訟原告資格審査機制的正当化改造」法学4期（2017年）61-70頁（63頁）。

(90) 江蘇省南通市中級人民法院行政裁定書、（2020）蘇06行終139号。

(91) 喜子「反思与重構：完善行政訴訟受案範圍的訴權視角」中国法学1期（2004年）50-60頁（50頁）。

(92) 上海東聯工贸聯合公司供銷經理部等不服静安区工商局企業法人變更登記決定事件（1994）、最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選—行政卷』（中国法制出版社、2000年）261-267頁。被告が行った法人代表者の登録行為に原告は直接的利害關係を有するとして、受理範囲を肯定した

保障和房屋管理局通報糾紛事件⁽⁹³⁾において、判決は訴えられた行政行為が原告の公平競争権に影響を与え、原告との間に法律上の利害関係を形成したとして、具体的な行政行為に該当し、受理範囲に属すると判断した。この判決は受理範囲を判断する際に、行政行為が行政相手人ではなく、原告の権利利益にどのような影響を産み出すことを判断している。ここでは受理範囲の判断に原告適格の認定が含まれているといえる。

要するに、学説上、受理範囲と原告適格を区別していることが主流であるが、実務上、両者が融合している場合がしばしばある⁽⁹⁴⁾。後述する保護規範説の導入は、受理範囲と原告適格を区別するケースを増大させると予想される。

1.2. 原告適格の判断枠組み—実際影響説と保護規範説

1.1 で原告適格に関する法令（司法解釈を含む）上の定め、の推移及び受理範囲との関係を考察した。本章では、原告適格の具体的な判断方法について見る。現在の議論は、従来支配的だった実際影響説とドイツ・日本の学説の影響を受けた保護規範説の間で激しく論争されている。

1.2.1. 従来支配的だった実際影響説

上述したように、保護規範説が導入される以前は実際影響説が支配的だった。実際影響説とは、そもそも受理範囲の判断基準であったが、前述したように、2000 年司法解釈の注釈書によれば、原告適格の判断方法ともされている。2000 年司法解釈 12 条にいう「具体的な行政行為との間に法律上の利害関係を有する」は、行政機関が行った具体的な行政行為が公民、法人及びその他の組織の権利義務に实际的な影響を産み出す場合である（2000 年司法解釈 1 条 2 項 6 号）⁽⁹⁵⁾。そして、権利義務は合法的権益と同じ⁽⁹⁶⁾と考えられている。そのため、実際影響説には 2 条の「合法的権益」も含まれているといえるだろう。

通説によると、実際影響説は「合法的権益」と「因果関係」に分けることができる⁽⁹⁷⁾。以

事例である。

(93) 上海市虹口区人民法院行政判決書、(2014) 虹行初字第 178 号。

(94) 上海邦特爾文化伝媒有限公司訴上海市長寧区人力資源和社会保障局拖欠農民工工資「黑名單」決定事件、上海鐵路運輸法院行政判決書（2019）滬 7101 行初 666 号。

(95) 最高人民法院行政審判庭『「関与執行中華人民共和國行政訴訟法若干問題的解釋」釈義』（中国城市出版社、2000 年）26-27 頁。

(96) 于立深、劉東霞「行政訴訟受案範圍の權利義務實際影響條款研究」当代法学 6 期（2013 年）51-62 頁（51-52 頁）。楊小君「行政訴訟問題研究及制度改革」（中国人民公安大学出版社、2007 年）161-162 頁。

(97) 沈岍「行政訴訟原告資格：司法裁量の空間与限界」中外法学 2 期（2004 年）175-196 頁。唐晔旋「論利益衡量方法在行政訴訟原告資格認定中的運用」行政法學研究第 2 期（2005 年）92-99 頁（94-99 頁）。

下この二点に分けて實際影響説の内容を説明する。

1.2.1.1. 合法的權益

従来、行政訴訟法2条にいう「合法的權益」の概念や範囲などをめぐって、多くの議論がなされてきた。学説上、①法定説（法律上保護されている権利利益説）、②法不禁止説（法で明文化されて禁止されていること以外は合法である）、③司法保護説（保護に値する利益説）の3つの立場が存在している。①については、根拠とする法律の範囲が各説によって異なる⁽⁹⁸⁾が、「合法的權益」は法律の規定に基づいていると考えられる。これに対して、②によると、「合法的權益」には「権利」と「利益」が含まれる⁽⁹⁹⁾。「権利」は法規範によって保護される権利であり、これに対し、利益は法規範を前提とせず、法律に違反しない限り合法的權益になる。そして、実質的法治主義の観点から、「形成中の権利」も実定法の根拠がなくても、正当な利益であれば、「合法的權益」に属するものであるといえる⁽¹⁰⁰⁾。すなわち、「合法的權益」は法律上の利益だけではなく、法的保護に値する利益（③）も含まれる⁽¹⁰¹⁾。実務上、最高人民法院が法律で明記されている行為以外の權益が合法的權益とされている場合があり、また、法律上の文言に限らず、禁止性規範、法律目的、法秩序などから合法的權益を読み取った場合もある⁽¹⁰²⁾。一言でいえば、「合法的權益」の外延が広がっている。

1.2.1.2. 因果関係⁽¹⁰³⁾

因果関係については、「影響の直接性」または「直接的な因果関係」で限定する学説が当

これに対して、法律上の利害関係には、行政行為、合法的權益及び利害関係の3つの要素が含まれるという見解もある。参照、賀奇兵「行政訴訟原告資格審査機制的正当化改造」法学4期（2017年）61-70頁（61頁）。

(98) 法律、法規及び憲法、参照、丁麗紅「關於擴大行政訴訟對合法權益保護範圍的思考」行政法學研究1期（1999年）54-56頁（55頁）。憲法、法律、法規、規章、その他の規範性文書、民事法律行為、行政行為、参照、葉必豐『行政法与行政訴訟法』（高等教育出版社、2007年）272頁、姚斌「行政訴訟中原告の「合法權益」——以最高人民法院公布的典型案件（1989-2011年）為例」行政法學研究2期（2013年）107-112頁（109頁）。

(99) 夏錦文、高新華「我國行政訴訟原告資格的演進」法商研究（中國南政法學院學報）1期（2001年）100-105頁（105頁）。高家偉「論行政訴訟原告資格」法商研究1期（1997年）63-67頁（67頁）。高文では、「利益」は「事實上の利益」と呼ばれる。

(100) 左衛民『訴訟權研究』（法律出版社、2003年）74-76頁。

(101) 何海波『實質法治：尋求行政判決的合法性』（法律出版社、2020年）174-176頁。

(102) 姚斌「行政訴訟中原告の「合法權益」——以最高人民法院公布的典型案件（1989-2011年）為例」行政法學研究2期（2013年）107-112頁（108頁）。

(103) 因果関係については、民法や刑法において、多くの研究が蓄積されている。民法の学者は「法律

初有力だった。実務上も、「直接的な因果関係」という概念を使用して原告適格を判断した裁判例もある。「直接性」とは、「訴えられた行政行為は他の中間段階を経ず、直接的に公民、法人、その他の組織の権益に影響を与える」という⁽¹⁰⁴⁾ものである。「他の法律関係と結びついて最終的に不利な結果を招いた場合、これらの不利な結果を負担した者には原告適格が認められない」⁽¹⁰⁵⁾とされる。例えば、*安邦財産保险股份有限公司吉林中心支公司訴吉林市公安局交通管理支队頒發駕駛証事件*⁽¹⁰⁶⁾（以下「安邦保險会社事件」という）において、一审法院は、原告（保険会社）は行政行為（運転免許証発行）の相手方ではなく、原告の権益は訴えられた具体的行政行為との直接的な因果関係がないとして、原告適格が認められないと指摘した^{(107) (108)}。

しかし、直接的な因果関係が認められない原告についても原告適格を認める裁判例が登場し、学説上も「間接的な因果関係」についても認める考え方が有力になった。黄宇驍は「間接的な因果関係」の分類について、3つの考え方を整理する。

第一に、事実的因果関係論である。具体的には、「あればこれなし」、「ある原因によって（損害）結果が発生する可能性があれば、因果関係が認められ、逆に、一般的に、ある原因は損害の発生を起さなければ、因果関係がないといえる」とするものである⁽¹⁰⁹⁾。例えば、*吉徳仁等訴塩城市人民政府行政決定事件*⁽¹¹⁰⁾において、法院は「（免除を受けた）バス会

上の因果関係とは、損害の結果と損害を与えた原因の間の関連性である」と指摘した。王利明『侵权责任法研究（第二版）上巻』（中国人民大学出版社、2016年）377頁。

(104) 応松年主編『行政訴訟法学』（中国政法大学出版社、1994年）114頁。

(105) 応松年主編『行政訴訟法学』（中国政法大学出版社、1994年）114頁。

(106) 吉林省吉林市中級人民法院裁定書、【法宝引証碼】CLIC.2133291。1992年、李樹生は弟の名義（李樹森）で運転免許を得た。2005年、運転免許証を紛失したので、交通管理機関である被告に再交付の手續きを取った。再交付された運転免許証の名前と写真は李樹生の弟のものだった。2009年、李樹生は交通事故を起こし、50%責任を負った。李樹生は安邦財産保険会社の保険に加入していたが、同社は李樹生の運転免許証と身分証明書の名前が一致しておらず、条件を満たしていないので、保険金を支払わないとした。李樹生は保険金の支払を求めて安邦財産保険会社に対して民事訴訟を提起し、法院は李樹生の請求を認めた。そこで安邦財産保険会社（原告）が、被告による運転免許証の発行行為は違法だとして、発行の取消しを求めて行政訴訟を提起したのが本件である。

(107) 中華人民共和國最高人民法院行政審判庭編『中国行政審判案例（第3巻）』（中国法制出版社、2013年）22-26頁。

(108) 「直接的な因果関係」については「行政行為を行使しない場合、影響を及ぼすことに現実的な可能性があり、一旦行政行為が行使されたことでその影響が現実になる」という見解もある。高家偉「論行政訴訟原告資格」法商研究1期（1997年）63-67頁（67頁）。

(109) 宋雅芳「行政訴訟原告資格の生成模式剖析」貴州社会科学10期（2007年）143-146頁（146頁）。

(110) 塩城市人民政府の専門会議は、都市バスが計画区間内に開通した道路については、正常な運行を

社の第5・第15旅客運送路線と吉徳仁らが経営する旅客運送路線は重なるため、当該バス会社が得る利潤が小さいものであっても、双方が競争関係にあることを否定することはできない。吉徳仁らは、会議録が交通規制料金をバス会社に免除することを決定したことは不公正な競争を招くとして、行政訴訟を提起することができる⁽¹¹¹⁾とした。この判旨について、黄宇驍は、法院は単純に事実に着目した上で、「行政行為→原告とバス会社（行政行為の相手方）の運営効果の差異が生じる→両方の経済利益の差異が生じる→不公平競争→原告の公平競争の権利が侵害された」という思考のプロセスで原告適格を肯定する「事実の因果関係論」に立つものと評価している⁽¹¹²⁾。条件関係が認められることだけで原告適格が肯定され、法の保護目的等の検討が行われていないからである。

第二に、相当因果関係論である。これは従来、行政法学において、原告適格の判断内容として通説的地位を占めてきた。民法学説によれば、相当因果関係には、「事実の因果関係」⁽¹¹³⁾と「法的評価」の2つの要素がある⁽¹¹⁴⁾。因果関係を認めるためには事実の因果関係だけでは足りず、相当であるかどうかという法的評価をしなければならない。相当性の判断に当たっては、行為当時に行行為者が認識していた特別の事情及び一般人が認識し得た一般の事情を基礎に据え、行為者にとって結果の予見可能性を考慮すべきである（折衷の相当因果関係説）⁽¹¹⁵⁾。例えば、上記の安邦保険会社事件では、一審は直接因果関係を要求したのに対して、二審は相当因果関係論を適用し、「交通管理機関は審査が不十分なまま、李樹生に運転免許証を発行した。それは不適切だったが、必ずしも交通事故を引き起こしたわけではなく、さらに保険金支払という結果につながるとは限らない」とし、行政行為と原告が受けた損害との間の因果関係を切断した。そして、黄陸軍等人不服金華市工商行政管理局工商登記行政復

確保し、交通規制料金を引き続き免除することを決定した。吉徳仁等は、自分たちが経営する旅客運送路線と交通規制料金を免除されたバス会社の5路線・15路線の旅客運送路線が重なり、会議録が公平競争の権利に直接的な影響を与えたとして行政訴訟を起こしたものである。

(111) 『最高人民法院公報』2003年第4期。なお、同判決については受理範囲に関する論点もあり得るが、判決は本事案における「会議録」の行政行為該当性を認めている。会議録は抽象的行政行為だという考え方もありうるが、最高人民法院はこの問題について答えていない。

(112) 黄宇驍『行政訴訟原告資格判断方法の法理展開』法制与社会發展27卷6号（2021年）88-110頁（99頁）。

(113) 「条件関係」とも呼ばれる。王沢鑑『侵權行為』（北京大学出版、2016年）229頁。

(114) 王利明『侵權責任法研究（第二版）上卷』（中国人民大学出版社、2016年）387頁。叶金強「相当因果関係理論の展開」中国法学1期（2008年）34-51頁（41-42頁）。沈岷「行政訴訟原告資格：司法裁量の空間と限界」中外法学2期（2004年）175-196頁（194頁）。

(115) 「一般公務員が備える素質によって行政行為及び權益侵害の結果に対する認識能力と統制能力を基準として、行政行為と影響を受ける公法上の權利との間に相当因果関係があるかどうかを判断する」という客観的因果関係を主張する見解もある。張旭勇「法律上利益關係」華東政法学院學報6期（2001年）41-48頁（48頁）。

議事件⁽¹¹⁶⁾（以下「*黄陸軍事件*」という）において、二審判決も、相当因果関係説を踏まえて、登記機関は会社が設立された後、市場主体として控訴人と売買契約、賃貸借契約を締結した後の権利侵害行為または権利侵害の可能性を予見できないと指摘した。

第三に、保護範囲説。侵害された利益が原因行為の根拠となる規範によって保護される場合のみ、因果関係が認められるという観点である。法院は侵害された法益が行為者の義務規範の保護範囲または保護目的に属するかどうかを判断し、この法益は、規範によって保護される利益である場合、損害結果を原因行為に帰責せしめうる、そうでなければ原因行為のせいにはいけないことになる⁽¹¹⁷⁾。民法と刑法では、この学説が多く紹介されているが⁽¹¹⁸⁾、行政法上の議論はかなり少ない。しかし、実務上、保護範囲説に基づいて因果関係を認定した判決がある。例えば、上記の*黄陸軍事件*において、法院は因果関係を判断する際に、相当因果関係のみならず、保護範囲説も採用し⁽¹¹⁹⁾、登記機関が市場主体として会社の民事上の不法行為を審査する法的義務を負わないという判断がなされた。

「合法的権益」＋「因果関係」＝「実際影響説」という定式は民法上の不法行為の理論の影響を受けたものと思われる。行政訴訟制度の構築の経緯から見ると、行政訴訟制度は民事訴訟制度から生まれたものであり、民事訴訟制度と密接に関連している。立法者は、「行政相対人には原告適格が認められることは、相対人と行政行為との間に不法行為上の関係があり、この関係は民事上の不法行為に似ている」⁽¹²⁰⁾と指摘した。

(116) 『最高人民法院公報』2012年第5期、<http://gongbao.court.gov.cn/Details/3513ca7a497073fc4f88ac-8dac079e.html>、2022年2月1日最後訪問。黄陸軍その他原告らの一部は東陽開發会社が設立した內衣城会社、世貿城会社（內衣城会社から改名）と店舗の売買契約を締結し、一部は世貿城会社が設立した商管会社と賃貸契約を締結した。世貿城会社が停電などの措置を行い、これにより原告らの店舗の経営がうまくいかなかった。そのため原告らは、登記機関（東陽工商行政管理局）が、(i) 東陽開發会社の設立登記を許可したこと、(ii) 東陽開發会社が內衣城会社を設立することを許可したこと、(iii) 內衣城会社が世貿城会社に改名することを許可したこと、(iv) 世貿城会社が商管会社を設立することを許可したこと、以上4つの許可が合法的権益を侵害した（登記機関が上記の許可申請を慎重に審査していなかった）と考え、これらの許可を取り消すことを復議機関（金華市工商行政管理局）に求めた（この救済手法は「行政復議」であり、日本の行政不服審査に相当する）。復議機関は、原告らと許可との間に法律上の利害関係がないことを理由に申立てを却下した。原告らが、この復議決定に不服があるとして行政訴訟を提起したのが本件である。

(117) 叶金強「相当因果関係理論的展開」中国法学1期（2008年）34-51頁（36-37頁）。

(118) 叶金強「相当因果関係理論的展開」中国法学1期（2008年）34-51頁（36-38頁）。

(119) 参照、王貴松「行政法上利害関係の判断基準—黄陸軍等人不服金華市工商局工商登記行政復議案評析」交大法学3期（2016年）168-176頁（173-174頁）。

(120) 袁杰主編『中華人民共和國行政訴訟法解説』（中国法制出版社、2014年）72頁。参照、程曉「行政法上請求權与行政訴訟原告資格判定」法律適用第11期（2018年）18-28頁（19頁）。

また、黄宇驍の第3分類である保護範囲説は、実際影響説に立ちつつ、以下で見る保護規範説と同様に、規範の保護目的との関連を要求する見解と理解することができるだろう。

1.2.2. 保護規範説の登場と発展

2017年の劉広明訴張家港市人民政府行政復議事件（以下「劉広明事件」という）⁽¹²¹⁾を契機に、日本の「法律上保護された利益説」も影響を受けたドイツ法上の保護規範理論が導入され、大きな議論を引き起こした。最高人民法院は、劉広明事件で、以下のように保護規範説を説明する。

まず、「利害関係」の範囲を「公法上の利害関係」に限定する。

「利害関係のある公民、法人又はその他の組織」は、直接的または間接的に行政行為に影響を受けるすべての公民、法人又はその他の組織であるとは解することができない。いわゆる「利害関係」は依然として法律上の利害関係に限らなければならない、反射的利益に影響を及ぼす公民、法人またはその他の組織（以下総称して「当事者」という）を含むべきではない。同時に、行政訴訟は公法上の訴訟である（ため）、上述の法律上の利害関係は、一般的にも公法上の利害関係だけであり、特別な状況や法律に特別の定めがある場合を除いては、一般に私法上の利害関係は含まれていない。主観的公権利、すなわち公法分野における権利・利益が、行政行為に影響を受け、損害を受ける可能性がある当事者だけが、行政行為に法律上の利害関係があり、行政法上の権利義務関係を形成し、原告主体資格（原告適格）を有し、行政訴訟を起こす資格がある」（＝①⁽¹²²⁾）。

(121) 最高人民法院行政裁決書、(2017) 最高法行申 169号。(事案) 2015年11月24日、張家港市發展改革委員会は江蘇省金沙洲旅游投資發展有限公司に対し、發展許備[2015]第823号「関与江蘇金沙洲観光投資發展有限公司金沙洲生態農業観光項目備案的通知」(以下、当該通知という)を行った。この通知には、観光プロジェクトの名称、主な機能及び建設内容、プロジェクトの立地、プロジェクトの総投資及び資金調達、有効期限の5つの内容が含まれる。2016年1月、劉広明氏は情報開示を通じて当該通知を取得し、当該通知は、劉氏が土地請負経営権を有する江蘇省張家港市金峰村金峰町福祉村悦豊片1、2組の土地を含んでいるため重大な違法があるとして、張家港市政府に当該通知の違法確認及び取り消しを求めて行政復議を申し立てた。張家港市政府は、劉広明が当該通知に利害関係を有していないとして、行政復議の申立てを却下した。劉広明はこの復議決定に不服があるため、行政訴訟を提起した。一審判決は、原告は当該通知に利害関係がなく、復議決定が適法であるとして、原告の訴訟請求を棄却した。二審判決が同じ事実と理由で一審判決を維持した。劉広明は最高人民法院に再審を申し立てた（「当事者は、すでに法的効力を生じた判決、裁定について、確実に誤りであると認める場合、一級上の人民法院に対し再審を申し立てることができる」（行訴法90条））。

(122) 付番は引用者（以下同様）。

ここでの「特別な状況や法律に特別の定めがある場合」については、「民法上または慣習法上の当事者の権益は、行政法規範によって保護される場合」である。この場合のみ、民法上または慣習法上の権益は、「行政法上保護される権益となり、これによって、行政法上の利害関係が形成され、当事者は原告適格を有」するとされる。一言でいえば、公法上の根拠が利害関係の前提である。

その上で法院は、「公法上の利害関係」の判断方法について説明する。

「公法（行政法）における利害関係の判断も同様に複雑である。原告適格問題は、司法制度、法治状況、公民意識などと密接に関連しており、かつ、原告適格があるかどうかを判断する基準は複数あり、そして徐々に拡大し、時代とともに推進していく。その中で（原告適格の判断基準の中で）、保護規範理論は法律上保護される権益と請求権を組み合わせたもので、強い実践的指導力（指導の価値）がある。すなわち、行政機関が行政行為を行う際に、根拠となる行政実体法と適用される行政実体法律規範体系は、行政機関に原告が保護を求める権利・法律上の利益を考慮し、尊重し、保護することを要求するかどうかを、公法上の利害関係の有無を判断する重要な基準とする。実務上、行政実体法のある条文や複数の条文によって保護される権益範囲については、孤立して断片的な「木を見て森を見ず」を避けるため、純粹に条文が表現する文意に限定すべきではなく、総合的な判断を行う必要があり、「ある法条を適用することは、法典全体を適用している」と強調することになる。条文に基づき利害関係があるかどうかの判断に曖昧さがある場合、行政実体法の規範体系、行政実体法の立法趣旨及び訴えられた行政行為の目的、内容と性質を参酌して判断することで、より多くの保護に値するかつ保護すべき利益が法律上保護される利益に属することを認め、これによって当事者は行政行為に法律上の利害関係を有することが認められ、原告適格を肯定し、さらに行政機関が法律に従って行政行為を行うことを監督する。しかし、強調しておきたいのは、法律上の利害関係、特に行政法上の利害関係あるいは行政法上の権利義務関係の拡張解釈については、司法体制、司法能力、司法資源の限界を考慮しなければならず、行政実体法では明示的に保護されないが、保護に値するかつ保護すべき権益が法律上保護される権益に属すると解するのは、文理解釈、体系的解釈、歴史的解釈、立法者意思解釈、論理解釈などの法解釈の方法によって拡大できる範囲にとどめるべきである。」（＝②）

そして、法律上保護される利益について、

「現在の行政訴訟法は、原告適格を判断する上で、客観訴訟ではなく、主観訴訟の理念を堅持している。行政訴訟は原告の権利を救済することを主な目的とするため、訴訟

を提出する権利を有する原告は、一般的に反射的利益ではなく、主観的公権利を保護する当事者に限定すべきである。」「原告本人は、一般公衆とは異なる特有の權益が存在する証拠を提供する必要がある、この權益は行政実体の法律規範によって保護され、訴えられた行政行為によって侵害される可能性がある。」(=③)

と述べる。その上で本件の事案については、

「〔國務院關於投資體制改革的決定〕(国發〔2004〕20号)、「中央預算内直接投資項目管理弁法」、「政府核准投資項目管理弁法」、「江蘇省企業投資項目備案暫行弁法」によると、開發改革部門による政府投資プロジェクトの認可行為、企業投資プロジェクトの認可・備案行為は、主に經濟安全保障の維持、資源の合理的な開發と利用、生態環境の保護、重大な配置の最適化、公共利益の保護、独占の防止などのために、あるプロジェクトを審査承認、認可または備案するかどうかを判断する。上記の一連の規定を考察すると、開發改革部門がプロジェクト敷地内の土地使用者の權益保護を保護または考慮することを要求する規定はなく、劉広明氏などの個人の土地請負經營權を保護することを考慮しなければならないという立法目的もない。開發改革部門がプロジェクトを審査承認する際、プロジェクト敷地内の土地収用、撤去、補償、安置などの事項を審査する必要はなく、プロジェクト敷地内の個々の土地・不動産権利者の土地使用權や不動産所有權の保護を考慮する必要もない。したがって、プロジェクト建設に係る土地使用權または不動産所有權者は、プロジェクトに対する審査承認行為には利害關係がなく、行政法上の權利義務もなく、プロジェクトに対する審査承認行為が土地使用權または不動産所有權を侵害することを理由に行政復讐を申し立て、または行政訴訟を起こす場合、申立人と原告の資格はない。」

として、劉広明の原告適格を否定した⁽¹²³⁾。

学説は劉広明事件の判旨を、①＝公法規範要件、②＝法定權益要件、③＝個別保護要件と整理している。劉広明事件以来、裁判所は判決理由の中で保護規範理論を頻繁に使用してい

(123) 学説は以上の判旨を、①＝公法規範要件、②＝法定權益要件、③＝個別保護要件と整理している(なお、③「個別保護要件」は日本法で言われる場合(小早川光郎「抗告訴訟と法律上の利益・覚え書き」成田古稀『政策実現と行政法』(有斐閣、1998年)43-55頁(47頁))と共通する内容を含むが、意味が微妙に異なるように思われる)。この3要件が、実行可能な原告資格判断構造を構築し、原告適格の判断理論の発展を促進していると指摘するものとして、章剣生「行政訴訟原告資格中「利害關係」的判断結構」中国法学第4期(2019年)244-264頁(262-263頁)。

る。例えば、*閔卯春与浙江省住房和城乡建设厅城鄉建設行政復議糾紛再審事件*⁽¹²⁴⁾、*聯立公司訴北京東城区人民政府行政復議事件*⁽¹²⁵⁾ が挙げられる。後者で最高裁は、②の判断に当たっ

(124) 最高人民法院行政裁定书 (2017) 最高法行申 4361 号。(事案) 2012 年、建德市政府は、杭州第二産業廃棄物処理センタープロジェクトを再配置し、梅城鎮の秋家塢の敷地に移すことを計画した。閔卯春らは、秋家塢から 2.5km 以内の姜山村、中山村に住んでいる。閔卯春らは、情報公開を通じて、浙江省住建庁に発された上記の計画の「建設項目選定意見書」を入手し、「建設項目選定意見書」を発する行政行為は、環境に大きなリスクを与え、自分たちの生活に深刻な脅威をもたらすと考え、中華人民共和国住建部に行政復議を申請した。復議機関である住建部が行政行為を維持すると決定した後、住建部と「建設項目選定意見書」を発した浙江省住建庁を共同被告とする行政訴訟が提起された。最高裁は、保護規範説によれば、原告適格に影響を与える要素として、原告が保護を求める利益の種類と行政実体法規範があるとした。原告の權益が、根拠規範によって保護される場合にのみ、原告適格が認められる。閔卯春らが主張する環境上の利益は、法律上保護に値する利益であるが、都市農村計画部門が用地選定意見を出す際に考慮すべき利益ではない。「建設項目選定意見書」の範囲内と焼却作業場の境界線を基準とした 300 メートルの環境保護区域内ではなく、本事業から 2km 以上のところに住んでいる閔卯春らには、原告適格が認められない。このように最高裁は、劉広明事件で導入された保護規範説を適用し、②法定權益要件を着目して解釈し、そして、原告の範囲を判定した。

(125) 最高人民法院行政裁定书、(2019) 最高法行申 293 号。(事案) 原告聯立会社(「公司」)が 2005 年、2006 年、2008 年にそれぞれ当該建物を含む建設工事用地計画許可書、建築工事施工許可書、建設工事計画許可書及び消防検収意見書を取得した。2014 年 7 月、聯立会社は北京市規画委員会が発行した建設工事計画の検証(検収)意見を取得したが、不動産登録手続きを行っていなかった。2006 年 9 月、聯立会社は北京開泰不動産開發有限公司と本件建物を含む不動産プロジェクトの共同開發を約束する契約書を締結した。2011 年、聯立会社は北京市友和投資有限公司と本件建物を友和会社に賃貸する契約を結んだ。2012 年 10 月、友和会社はまた張敬と建物賃貸借契約を締結し、本件建物を幼稚園として使用する予定の張敬に貸した。

2015 年 3 月、張敬は北京市東城区教育委員会に対して青青藤幼稚園の開設計可申請を提出した。東城区教育委員会は調査を行った後、2015 年 4 月に張敬に本件建物を幼稚園として開設することを許可する「民弁学校運営許可書」を発行した。2017 年 4 月、聯立会社は東城区政府に東城区教育委員会が発行した学校運営許可を取り消すことを求めて行政復議を申立てた。東城区政府は「復議が申し立てられた学校運営許可行為は、第三者の青青藤幼稚園の私立学校に学校運営を行う権利を与え、そして、聯立会社の行政法上の權利を損害したり、又は申立人に行政法上の義務を課す法律効果は生じない。聯立会社が主張する權益についても、東城区教育委員会が行政許可行為をする際に考慮すべき事項の範囲内には含まれない。申し立てられた許可行為は聯立会社の合法的權益に対して明白に實際的な影響を与えない。したがって、聯立会社は被申立てられた許可行為と利害関係がない」として、聯立会社の申立てを却下した。聯立会社は復議決定に不服があるため、北京市第四中級人民法院に、復議決定を取り消して東城区政府にその申立てを受理するよう命じることを求めて行政訴訟を提起した。一審は、学校運営許可行為が聯立会社の合法的權益を侵害し、学校運営許可行為と聯立会社との間に利害関係があるとして、復議決定を取り消して聯立会社の請求を認めた。東城

では、当事者の権利益を保護する法規範のみならず、当事者の行為を制裁する法規範も参酌すべきであると提案し⁽¹²⁶⁾、これは引用する規範の範囲を大幅に拡大し、法的保護の意図の解釈経路を補完・拡張し、学者からは中国式保護規範説のアップグレード版と評された⁽¹²⁷⁾。

1.2.3. 実際影響説と保護規範説との関係

このように、従来支配的だった実際影響説に対して、近年保護規範説が有力になっているが、両者がどのような関係にあるのか、明らかではない。裁判例には、(i) 保護規範説を単純に適用したもの、(ii) 実際影響説を単純に適用したもの、(iii) 保護規範説が適用されたように見えるが、実際には実際影響説が適用されたと思われるもの、(iv) 判旨を見る限り、実際影響説が適用されたのか、保護規範説が適用されたのかははっきりしないもの、という4種類を見出すことができる。

(i) について。最高人民法院の判例の指導の下に、多くの法院は保護規範説を適用して原告資格を判断し始めた。但し、保護規範理論に対する理解が不十分で、機械的に適用され、判決理由が不明確となる現象が存在している⁽¹²⁸⁾。例えば、*姚德全与南京市江宁区市场监督管理局不履行市场监督管理法定职责纠纷事件*⁽¹²⁹⁾において、法院は「保護規範理論によると、このような通報によって行政訴訟法上の「利害関係」が生じない」だけ指摘し、保護規範説の適用に関する詳細な説明がされなかった。

(ii) と (iii) について。多くの下級法院は依然として実際影響説に基づいて原告資格の有無を判断している。例えば、*徐某等与南通市通州区交通运输局交通行政管理及行政赔偿事件*⁽¹³⁰⁾では、すべての通行者が原告適格を有するわけではなく、利害関係があることが要求され、例えば、信号機によって行政処罰を受けた者や交通事故の被害者などの人には利害関係があるということが示されつつ、「特別の事件の発生によって起訴人と信号機設置行為との間に事実上のつながりが生じる場合、不特定の対象とは異なる特定の関係を有することに

区政府は一審判決に不服があるとして、控訴した。二審は利害関係があることを理由に一審判決を維持した。その後、東城区政府は再審を申し立てたが、最高裁は保護規範説を適用して原告適格を肯定し、訴えを却下した。

(126) 最高人民法院行政裁定书、(2019)最高法行申293号。

(127) 陳無風「我国行政訴訟中「保護規範理論」的漸變和修正」浙江學刊6期(2020年)152-159頁(153頁)。「中国では、保護規範理論は發展しており、判例の蓄積により、その意味合いはより明確で豊かなものになるだろう。」(朱芒「行政訴訟中の保護規範説—日本最高法院判例の状況」法律適用16期(2019年)109-120頁(120頁)。

(128) 白云鋒「保護規範理論反思与本土化修正」交大法学1期(2021年)91-107頁(101-103頁)。

(129) 南京鐵路運輸法院行政裁定书、(2019)蘇8602行初182号。

(130) 江蘇省南通市中級人民法院行政裁定书、(2020)蘇06行終139号。

なる、すなわち、起訴人と訴えられた行為の間には一般的公共利益の中に吸収されない個別の利益が存在し、このような個別の利益は公法によって調整されるだけでなく、特別な保護を与える必要もある」と判断された。本判決は、個別の利益を使うために、劉広明事件で確立された③個別保護要件に基づいて原告適格が判断されたようにも見えるが、法規範の検索の欠如という点で、これは実際には保護規範理論の適用ではなく、むしろ個別保護要件という表現を借りて、実際影響説における因果関係を判定していると言える。交通事故という特別の事件を手かがりに、事実的因果関係を認定しているのである。

(iv) について。一部の裁判例における原告適格の判定については、実際影響説によりされたものなのか、それとも、保護規範説によりされたものなのか、疑問がある。例えば、上記聯立公司訴北京東城区人民政府行政復議事件については、保護規範説に基づいた判決である⁽¹³¹⁾という見方が多いが、実際影響説によって判断がなされた⁽¹³²⁾という反論もある。

実際影響説は行政行為と権利義務に与える影響との間の因果関係を強調し、保護規範説は法規範に基づく主観的権利を強調する。その背後には、そもそも原告適格に規範の保護目的との関係を要求するのか、事実上の不利益で足りるのかという法政策的価値判断がある。さらに、主観訴訟であるか客観訴訟であるかという行政訴訟制度の位置づけを反映している⁽¹³³⁾。

実際のところ、現在の中国の保護規範説の理論的深度が足りず、裁判官が法解釈作業を行う能力が強くなく、さらに法整備が不足しているので、保護規範説の適用により原告適格の範囲が狭まる可能性が高い⁽¹³⁴⁾。リスク社会の背景の下で、詳細で未来に向かう立法を求めることは立法者にとって高すぎる要求であるため、「合法的権益」の解説にとっては保護規範説だけで不十分であり、実体法規のみならず「事実要素」も組み入れるべきであるという主

(131) 趙宏「保護規範理論の展開と問題——聯立公司訴北京市東城区人民政府行政復議案評析」交大法学1期(2022年)160-176頁(161頁)。

(132) 陳無風「我国行政訴訟中「保護規範理論」的漸変和修正」浙江学刊6期(2020年)152-159頁(157頁)。

(133) この点はさらに、主観訴訟であるか客観訴訟であるかという行政訴訟制度の位置づけとも関係すると思われる。主観訴訟であれば、法律上の権益に着目し、保護目的を要求することは当然であろう。ただし、中国では、行政訴訟が客観訴訟なのか主観なのか、検討の余地がある。主観訴訟・客観訴訟の概念の分析については他日を期したい。

(134) 例えば、前掲注(124)で述べた閔卯春与浙江省住房和城乡建设厅城鄉建設行政復議糾紛再審事件。

張もある⁽¹³⁵⁾。つまり、保護規範説を實際影響説で補完することができるかもしれない⁽¹³⁶⁾。

2. 景觀行政訴訟における原告適格の認定

「はじめに」で述べたように、景觀保全の重要性が認識されつつある一方で、急速に進む都市化と良好な景觀構築の間で激しい衝突と矛盾が生じ、景觀紛争が激増し、訴訟も増えてきている。データベース「北大法宝」で検索すると景觀に関連するキーワードでヒットする行政訴訟が見出された。

以下の論述の概要をここで予め示す。中国の景觀行政訴訟を自然景觀に関する行政訴訟と都市景觀に関する行政訴訟に分類する。前者の場合、實際影響説を通じて原告適格を判断している。後者の場合、判断手法は複雑であり、(1) 基本的に「相隣権に係る」かどうかの問題として考える事例がある。場合によっては相隣権の有無の判断に實際影響説 / 保護規範説の対立がこれに影響を与える。(2) これに対して、相隣権とは切り離して「利害関係」を判断した事例もある。(3) 但し例外的に、景觀権ではなく環境権を理由にして原告適格を認めたものがある一方で、「合法的權益」の概念を拡大し、景觀権が「合法的權益」に入ると解することで原告適格を認めた例外もある。

本章では、景觀領域における相隣権の役割分担、景觀権との関係や實際影響説と保護規範説の対立などを考察することにより、景觀訴訟における原告適格の判定基準を明らかにする。

2.1. 自然景觀に関する行政訴訟

2.1.1. 原則として、原告適格を否定

この場合、實際影響説を使用して原告適格を否定するのが多数である。非常に有名な事件として、*杭州市西湖風景区事件*と*南京紫金山展望台事件*が取り上げられる⁽¹³⁷⁾。

2000年代初期、杭州市民の金氏が西湖風景区を散歩していたとき、浙江省老人大学が西

(135) リスク領域に着眼し、「合法的權益」と「因果関係」の定式に基づいて原告適格の認定方法を説明する学者もいる。学者の観点によれば、原則として実体法規範を根拠とし、權益の性質及び内容、權益が侵害される程度や侵害後の関連集団への影響などの事実要素も考慮することによって、「合法的權益」と解すべきである。楊麗「風險行政訴訟中原告資格認定」行政法学研究4期（2022年）156-166頁（156頁、159頁、161頁）。

(136) 王冷焜「原告資格判定中「保護規範説」と「實際影響説」的混用与厘清」交大法学2期（2002年）164-176頁（176頁）。

(137) 王樹良「我国景觀行政訴訟の現状与探討—以日本景觀行政訴訟為參考」暨南学報（哲学社会科学版）3期（2018年）26-35頁（27頁）。

湖風景区に移転することを知った。大学の西湖風景区への移転を許可する行政行為は、「杭州市西湖風景区保護管理条例」の「いかなる単位も西湖風景名勝地内に風景名勝と関係のない建物を新築・増築することは許されない」規定に違反するものであるとして、行政訴訟を提起した。法院は、行政行為が原告に実際的な影響を与えないから、原告適格が認められないとした。同時期に、*南京紫金山展望台事件*も注目を集めた。法院は原告適格を判断せず、管轄権の範囲内ないとして、訴訟を却下した。学者の見解によれば、原告が主張した権益は公共的利益として、訴訟は却下された⁽¹³⁸⁾。

これに対して、原告適格を判断せずに、実質審理に入った場合もある。*張小燕等訴江蘇省環境保護庁対変電所作出環境影響評価行政許可違法事件*⁽¹³⁹⁾において、原告は、変電所のある古運河風景帯は、人文遺跡と景勝地で、世界遺産に申請するプロジェクトであり、この地域で変電所の設置が禁止されており、かつ変電所の設置は社会的な関心を集めている重大な行政許可事項であり、聴聞を経ずにされた環境影響評価の批復は手続上違法的なものであるとして、行政訴訟を提起した。法院は原告適格について検討せずに直ちに実質審理に入った。中国では、被告が原告適格の問題を争わない場合、法院は原告適格を審査せずに審理に入る可能性があるからである。

2.2. 都市景観に関する行政訴訟

2.2.1. 相隣権の概念・範囲と相隣紛争の解決

2000年司法解釈13条1項及び2018年司法解釈12条1項「提訴された（具体的）行政行為がその相隣権又は公平競争の権利に係る場合」に原告適格を認めている。

中国民法典は「相隣関係」に関する規定を有している⁽¹⁴⁰⁾。上の司法解釈でいう「相隣権」と民法上の「相隣関係」との関係が問題になる。

2.2.1.1. 民法上の「相隣関係」と公法上の「相隣権」

(1) 民法上の相隣関係

中国民法典における相隣関係規定を、日本民法典のそれと比較すると、大きい違いがある。

第一に、中国民法の「相隣関係」概念は、互いに隣接する不動産の関係よりもはるかに空間的広がりがある。学説上、古典的民法理論の相隣関係は相互に隣接していることが求められたが、近代科学技術の発展に伴い人間の土地利用能力が向上し不動産の利用において隣接

(138) 路国連「兼論行政公益訴訟——由南京紫金山觀景台一案引發的法律思考」当代法学11期（2002年）94-98頁。

(139) 江蘇省高級人民法院行政判決書、（2015）蘇環行終字第00002号。

(140) 第2編（物権）第2分編（所有権）第7章。

地域を越える地域に影響を及ぼす可能性も大きくなったため、相隣関係は隣接していない不動産との間に存在できると説明される⁽¹⁴¹⁾。「相隣」とは、もはや「隣接」という意味に限らず、「近隣」と、ある媒体を介して相隣するようになるという意味も含むという議論もされることがある⁽¹⁴²⁾。このように中国民法の「相隣」は日本法の「相隣」とはかなり意味が異なり近隣 (= neighborhood) ともいうべき広がりがあると考えられるが、本稿は、「相隣関係」という語をそのまま使用する。

第二に、日本の相隣関係規定は、対象事項が限定され、権利内容が明確であるが、中国では、おそらく第一の点とも関係して、相隣関係の対象事項がより広く、権利内容が確定していない。例えば日本民法は、竹木の枝が境界線を越えた場合については定めているが、工場の煙が境界線を越えた場合については定めていない。距離や目隠しについては定めているが、日照紛争については定めていない⁽¹⁴³⁾。これに対して中国では、相隣関係の処理に関する一般原則についての概括的な規定 (288条⁽¹⁴⁴⁾・289条⁽¹⁴⁵⁾) があり、日本では民法では規定されていない通風・採光・日照に関する規定 (293条⁽¹⁴⁶⁾) もある。

(141) このような学説として、史尚寬『物權法論』(中国政法大学出版社、2000年) 87頁、金啓洲『民法相隣関係制度』(法律出版社、2009年) 41頁、王沢鑑『民法物權・通則・所有權』(中国政法大学出版社、2001年) 215頁。

(142) 章礼強「『相隣権』新探」学術界 3期 (1998年) 43-46頁 (44頁)。例えば、A、Bの村が一つの川の上と下がつながっているところにあることから、A、Bの村が相互に灌漑をしたり水力資源を利用したりする相隣関係があるとも論じられる。王利明『物權法研究 (第三版) (上巻)』(中国人民大学出版社、2013年) 659-660頁。

(143) 日本民法典第233条「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。」

234条「建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。」

235条「境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側を設ける者は、目隠しを付けなければならない。前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。」

(144) 中国民法典288条「不動産の相隣権利者は、生産に有利であり、生活に便利であり、団結して相互に助け合い、及び公平・合理であるという原則に従い、相隣関係を正確に処理しなければならない。」

(145) 中国民法典289条「法律又は法規に相隣関係の処理について定めがある場合には、当該定めによる。法律及び法規に定めがない場合には、当該地方の慣習に従うことができる。」

(146) 中国民法典293条「建物の建造については、工事建設に関する国の標準に違反してはならず、相隣建物の通風、採光及び日照を妨害してはならない。」

第三に、日本民法典には隣地通行権（210条）⁽¹⁴⁷⁾ や竹木切除権（233条）など、隣地所有者に対する「権利」を規定する条文が多く見られるが、中国民法典は専ら不動産所有者の「義務」の形で規定されている。相隣関係は所有権に対する制限⁽¹⁴⁸⁾ とされるのが一般的である。

このように中国民法典は相隣関係を「義務」の形で規定しているが、学説上は「相隣権」概念も主張されている⁽¹⁴⁹⁾。さらに環境問題の重視に伴い、民法典上の相隣関係の対象事項が広く概括的規定を含むことも手伝って、環境保護相隣権（環境相隣権）⁽¹⁵⁰⁾ という概念も提唱されている⁽¹⁵¹⁾。相隣権に大気汚染、水汚染、騒音、光、電磁波などの有害物質から侵害を排

(147) 日本民法典第210条「他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。」

2 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖がけがあって土地と公道とに著しい高低差があるときも、前項と同様とする。」

(148) 史尚寛『物権法論』（中国政法大学出版社、2000年）87-88頁、金啓洲『民法相隣関係制度』（法律出版社、2009年）53頁。

(149) 民法上の「相隣関係」と「相隣権」に関しては種々議論があるが、十分整理されているとは言えない。(1) 相隣に関する権益は所有権の権能を持っていないし、物権でもないので、権利性があるものとはいえないという見解（韓光明「民法上相隣関係的界定—兼論法律概念的製作」北方法学5期（2008年）47-59頁（50頁））。(2) 相隣関係を権利の観点から見れば、相隣関係は相隣権と呼ばれるという見解（王利明『物権法研究（上巻）』（中国人民大学出版社、2007年）643頁、薄燕娜「相隣関係与地役権」江平『中美物権法の現状与発展』（清华大学出版社、2003年）433頁）。(3) 不動産相隣者間の利害調整を図るという相隣関係制度の機能を考えると、相隣関係はより適当であるという見解（梁慧星『中国物権法研究（上）』（法律出版社、1998年）422頁）。(4) 相隣権は相隣に義務に対応し、相隣関係の一つの側面であるという見解（鄭重、余紅挙「相隣権問題初探」中国法学1期（1990年）76-83頁（76頁））。(5) 相隣関係と相隣権はほぼ同じ意味であるという見解（史尚寛『物権法論』（中国政法大学出版社、2000年）87頁がある）。

(150) 学説上は「環境保護相隣権」という概念が提唱されているほか、「環境相隣権」という概念も存在している（参照、孫磊「環境相隣権制度的確立路径与完善重点」学术交流5期（2014年）45-49頁（46-49頁））。両者がほぼ同じだと思われる。

(151) 環境保護相隣関係に関する文献については、章礼強「「相隣権」新探」學術界3期（1998年）43-46頁（45頁、46頁）、呂忠梅「關於物権法の「綠色」思考」中国法学5期（2000年）46-55頁（53-54頁）、陳翼、吳君明「環境公法領域相隣関係問題解決途徑探求」学海5期（2011年）213-216頁、陳海嵩「論環境法与民法典的对接」法学6期（2016年）61-73頁（「環境保護相隣権は我が国の民法に確立されていると考えられる。」）

除する機能を導入し⁽¹⁵²⁾、清潔空気権、清潔水権、日照権などの権利種類を含める⁽¹⁵³⁾という見解である。この環境相隣権は、財産権的な性質とともに、心の安寧等を妨げられることのない良好な環境のもとで生活するという人格権的な性質を持つと考えられている⁽¹⁵⁴⁾。

理論的には、景観権は相隣権に属するものとするのが可能であるが、実務上は、属さないというのが多数の裁判官の観点である。例えば、景観民事訴訟において、裁判官は景観権（実際には眺望権である）は相隣関係の法定権利（相隣関係に関する条文に定められた権利）ではない、団地の外壁の美観を損なうのは、所有者全員の公共権益にかかわるため、本件審理の相隣権の範疇ではなく、A、Bは非適格主体である⁽¹⁵⁵⁾と指摘した。行政訴訟においても、同じような結論がなされている。2.1.3.の箇所ですく詳しく説明していく。

(2) 公法上の相隣権

上で中国民法典上の「相隣関係」について検討したが、それと2000年司法解釈及び2018年司法解釈という「相隣権」との関係についてさらに検討を要する。

一方では、両者は同じものだという見解がある。計画許可は隣人が住んでいる建物の採光、通風、日照を客観的に阻害し⁽¹⁵⁶⁾、ひいては隣人の財産権を侵害していることから、隣人が行政訴訟を提起する根拠は私法上の相隣関係であるというのである。これに対しては、「私権と公権を混同し、私法相隣関係規定と建築計画法律法規などの公法規範の目的の違いも無視している」⁽¹⁵⁷⁾という反論もある。

この立場に立つと考えられるものとして、*孟秀琴与甘肃省兰州市城鄉規劃局城市規劃許可糾紛再審事件*（2018）最高法行申3022号がある。同判決は、2018年司法解釈の「相隣権」

(152) 呂忠梅「關於物權法的「綠色」思考」中国法学5期（2000年）46-55頁（53頁）。また、物権法90条（「不動産の権利者は、国家が定める固体廃棄物の投棄、大気汚染物の排出、水質汚染物、草案、光、電磁波の輻射物などの有害物質に違反してはならない。」）からは、中国では関係相隣権制度が成り立っていると解せらうという観点もある。焦富民「環境保護相隣権制度之体係解釈与司法適用」法学11期（2013年）132-139頁（135-136頁）。

(153) 孫磊「環境相隣権制度的確立路徑与完善重点」學術交流5期（2014年）45-49頁（48頁）。

(154) 孫良国、周团结「相隣権問題三論」当代法学1期（2002年）46-48頁、95頁（47頁）。彭誠信「現代意義相隣権の理解」法制与社会發展1期（1999年）21-29頁（28頁）。王清軍「環境相隣権の法理学分析」適応市場機制的環境法制建設問題研究—2002年中国環境資源法學研討會論文集（上冊）（2002年）285-288頁（287-288頁）。

(155) 上海市徐彙区人民法院民事判決書、（2012）徐民四（民）初字第2821号。

(156) 顧大松「法定与意定：規劃許可採光糾紛的公私法解決路徑」國際城市規劃32卷1期（2017年）35-39頁（36-37頁）。

(157) 趙宏「規劃許可訴訟中隣人保護の權利基礎与審查構造」法學研究44卷3期（2022年）86-102頁（88頁）。

を解釈するに当たり、後述する物権法 89 条をあげて、行政許可が原告の相隣権＝不動産の所有者または使用者が相隣関係を処理する際に享受する権利に影響を与える可能性があることを根拠に、原告適格を認めている。

これに対して、両者は基本的に異なるという見解もある。趙宏は、両司法解釈にいう「相隣権」は、「公法相隣権」だという⁽¹⁵⁸⁾。隣人は公法上「他人の建築行為によって不動産の使用が影響を受けないよう、行政機関に請求する」という実体権利を持っていて、それが原告適格の基礎になるというのである。金啓洲は、社会の発展、科学技術進歩、都市化の進展等により、民法上の相隣関係制度のみによる問題解決が難しくなったことから生まれたのが公法的な環境保護法や建築（計画）法だという。これらの公法規範のうち、ある公法規範が公共利益だけではなく第三者（隣人）の権益を保護することを目的とする場合、それは公法相隣法と呼ばれ、隣人が享受する権利は公法相隣権と呼ばれるとされる⁽¹⁵⁹⁾。

このような公法相隣権については、必ずしも行政訴訟の文脈に限られないが、中国の都市土地の国有制と都市農村計画の規制と関連付ける研究⁽¹⁶⁰⁾、「都市空間の公平共有権」と関連

(158) 趙宏「規劃許可訴訟中隣人保護的權利基礎与審查構造」法学研究 44 卷 3 期（2022 年）86-102 頁（88 頁）。

(159) 金啓洲は、ドイツの公法上の相隣関係理論を参照している。金啓洲「德国公法相隣関係制度初論」環球法律評論 1 期（2006 年）70-79 頁（71 頁）。

(160) 成協中「從相隣権到空間利益公平分配權：規劃許可訴訟中「合法權益」的內涵擴張」中国法学（2022 年）156-174 頁（162-174 頁）。

付ける研究⁽¹⁶¹⁾、「住みやすい住宅を国家が住民に提供する義務」と関連付ける研究⁽¹⁶²⁾等があり、近年活発な議論が展開されている。

2.2.1.2. 相隣紛争解決

(1) 相隣紛争を解決するための手法—公法上の規制基準と民法上の相隣権の関係

上では民事法上の相隣関係と公法上の相隣権を検討したが、相隣関係と公法上の規制基準の関係も問題にされる。具体的に言えば、相隣関係紛争を解決するための行政訴訟と民事訴訟の関係の問題である。

この点、日本では、「ある事業者の行為の差止めを求めるために民事差止訴訟を利用する

(161) 公法相隣権の本質は都市空間の公平共有権である。都市空間の公平共有権とは、中国憲法第9条及び第10条（資源平等の原則）から導き出されうる都市空間の公平な分配に対する個人の「公平共有権」である。

中国憲法第9条「①鉱物資源、水域、森林、山地、草原、未墾地及び砂州その他の天然資源は、すべて国家の所有、すなわち全人民の所有に属する。ただし、法律により、集団の所有に属すると定められた森林、山地、草原、未墾地及び砂州は、この限りでない。②国家は、天然資源の合理的利用を保障し、貴重な動物及び植物を保護する。いかなる組織又は個人であれ、天然資源を不法に占有し、又は破壊することは、その手段を問わず、これを禁止する。」

中国憲法第10条「①都市の土地は、国家の所有に属する。②農村及び都市郊外地区の土地は、法律により国家の所有に属すると定められたものを除き、集団の所有に属する。宅地、自留地及び自留山も、集団的所有に属する。③国家は公共の利益の必要のために、法律の規定にもとづき、土地を収用ないし徴用を行い、併せて補償する。④いかなる組織又は個人も、土地を不法に占有し、売買し、またはその他の形式により不法に譲り渡してはならない。土地の使用権は、法律の規定により譲り渡すことができる。すべての土地を使用する組織又は個人は、土地を合法的に使用しなければならない。」条文翻訳は、<https://ja.wikisource.org/wiki/%E4%B8%AD%E8%8F%AF%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E6%86%B2%E6%B3%95>（2022年11月25日最終訪問）を参照。陳国棟「公法權利視角下的城市空間利益爭端及其解決」行政法學研究2期（2018年）70-80頁。この観点については、「公平共有権は、憲法の平等権を基礎として、天然資源の所有権または使用権から導出された派生的な権利であり、行政機関が許可を行う際に、隣人を含む当事者の利益を平等に考慮しなければならない」と提案しているが、建築許可の3面関係における隣人の権益を具体的な認定基準を提供することはできない」という反論もある。趙宏「規劃許可訴訟中隣人保護の權利基礎與審查構造」法學研究44卷3期（2022年）86-102頁（88頁）。

(162) 根拠として挙げられるのは憲法第10条（前注参照）及び第33条「①中華人民共和国の国籍を有する者は、すべて中華人民共和国の公民である。② 中華人民共和国公民は、法律の前に一律に平等である。③ 国家は、人権を尊重し、保障する。④ いかなる公民も、この憲法及び法律の定める権利を享有し、同時に、この憲法及び法律の定める義務を履行しなければならない。」である。肖沢晟「論規劃許可變更前和諧相隣關係的行政法保護：以採光權的保護為例」中国法學5期（2021年）202-223頁（211-213頁）。

ことが認められている者が、同時に行政訴訟を通じてもその目的を達成できる場合、それらの訴訟の併存」(ダブルトラック)⁽¹⁶³⁾が環境法領域において広く認められている。例えば原発周辺住民は、電力会社を相手として原子炉の運転停止を求める民事差止訴訟を提起できるほか、国を相手として提起する発電用原子炉の設置許可、設置変更許可等の差止め・取消しの訴え、発電用原子炉施設の使用停止・改善命令の義務付けの訴えを提起できる⁽¹⁶⁴⁾。景観保全の領域においても、同様のダブルトラックを考える余地がある。架空の事例であるが、景観地区における建築物が良好な景観を著しく阻害すると考える周辺住民は、景観地区に関する都市計画で定められた形態意匠の制限(景観法 61 条)に当該建築物が適合しないと主張して、市町村長が行った認定(景観法 63 条)に対する取消訴訟や、違反是正措置(景観法 64 条)を求め義務づけ訴訟を提起できる可能性がある⁽¹⁶⁵⁾。また、自らの景観利益ないし景観権が侵害されたとして民事差止・撤去訴訟を提起できる可能性がある⁽¹⁶⁶⁾。

これに対して、中国では、相隣権領域においてはダブルトラックが認められない、即ち行政許可が存在する場合は民事訴訟で争うことはできず、行政訴訟しか争う手段がないとする裁判例・学説がほとんどである。例えば、建設用地計画許可証と建設工程計画許可証⁽¹⁶⁷⁾を受けた建築物に対して周辺住民が相隣権侵害を理由に民事訴訟を提起しても、行政許可がある以上、建設工事に関する国や地方政府の基準に違反しないので、相隣権侵害もないと判断されるのが一般的である。行政訴訟により又は職権で行政許可が取り消されない限り、救済は実現されない⁽¹⁶⁸⁾。つまり行政許可がある場合は、民事訴訟は機能せず、行政訴訟しか争う手段がない。

他方、行政許可がない場合を考えてみよう。例えば、(1) 不動産開発会社が本来必要な建

(163) 安永裕司「行政規制・訴訟と民事差止訴訟との役割分担に関する覚書(一)」自治研究1号(2020年)107-124頁(110頁)。

(164) 安永裕司「行政規制・訴訟と民事差止訴訟との役割分担に関する覚書(一)」自治研究1号(2020年)107-124頁(117頁)。

(165) この場合原告適格が論点になることは言うまでもない。

(166) ただし、国立民事訴訟最判で認められた景観利益(「権利」ではないとされている)は、不法行為に基づく損害賠償の根拠にはなっても差止/撤去の根拠にはならないという理解も有力である。前田陽一「同判決評釈」法の支配143号88-102頁(100頁)。ただし、同最判の調査官解説は、同判決はこの点について判断していないとする。高橋譲・最判解民事編平成18年度(上)425-460頁(447頁)。さらに参照、大塚直「同判決評釈」ジュリスト1323号70-81頁(78頁)。

(167) 不動産を建設する前に、不動産の所在土地に関する建設用地企画許可証及び不動産建設に関する建設工事計画許可証等の建設関連の許可証を取得しなければならない。https://www.tmi.gr.jp/uploads/2021/02/16/TMI_China_News_January_2021.pdf、2022年11月25日最後訪問。

(168) 金啓洲『民法相隣関係制度』(法律出版社、2009年)252頁。

設工程計画許可証を受けることなしに違法に建築物を建設した場合や(2)住宅の所有者が、窓に物干し台を設置した場合(この設置行為には建設工程計画許可は不要である)には、行政許可は存在しないので、当該建築物や物干し台が自らの景観権を侵害すると考える周辺住民は、民事訴訟による妨害排除や損害賠償の請求が可能である(景観権が相隣権に含まれるかどうかはまた別の問題である)。

以下、この点について具体的に説明する。

1990年代には、行政許可と民事訴訟の関係について、「私法優位説」と「公法優位説」の対立が存在した。「私法優位説」とは、行政許可を無視して民事訴訟で紛争を解決することであり、「相隣紛争については、行政機関が関連行政規則に基づいて処理しているものであるが、民事上の権利義務紛争を解決するため、当事者が訴訟を提起した場合、民事訴訟で紛争を解決すべきである」という観点に基づく学説である⁽¹⁶⁹⁾。

しかし裁判実務は、一貫して、行政許可が取り消されない限り、原告の請求は認められないという「公法優位説」に立っていた⁽¹⁷⁰⁾。例えば、富順県永年鎮農機管理服務站訴肖順明事件⁽¹⁷¹⁾において、「原告は関係部門からの許可を得て合法的な手続きを取得した後、計画用地の範囲内に従業員の資金を集めて総合棟を建設することは法律の規定に合致し、法律の保護を受けるべきである。被告は原告の施工を阻むのに法的根拠がなく、停止しなければならず、そして、それによって原告にもたらした損失を賠償しなければならない」と判断された。この判旨によれば、行政機関が行った建築許可(建設用地計画許可、建設工事計画許可、建設工事施工許可)は、隣人が所有権に基づいて享受している妨害排除と不作为請求権を排除することができ、隣人が権利侵害行為を排除しようとするならば、建築許可を取り消すことを求めて行政訴訟を提起しなければならない⁽¹⁷²⁾と言える。同じような意見を持っている学者は、「計画許可の基礎と手続きが被害者の利益を最大限に配慮しており、(被害者は聴聞を)参加して請求を表明する機会があり、さらに、行政復議や行政訴訟を通じて、計画許可に対する救済を受ける機会もあり、したがって、計画許可が効果を発生する限り、被害者は(計

(169) 鄭重、余紅挙「相隣権問題初探」中国法学1期(1990年)76-83頁(83頁)。

(170) しかし、行政許可を受けずに建設された違法な建築物(「違章建築物」)については状況が異なる。

最高人民法院『全国民事裁判工作座談会紀要』(法発(1993)37号)(2020年無効となった)は、「違章建築物が他人の通風採光を妨げたり、違章建築物の売買、賃貸、抵当などによる民事紛争について、人民法院が受理することができる。」としていた。ただし、違章建築物の認定、撤去については、「民事紛争に属さず、法に基づいて関係行政部門が処理しなければならない」とされている。

(171) 四川省富順县人民法院行政判決書、(2001)富民初字第888号。

(172) 金啓洲『民法相隣関係制度』(法律出版社、2009年)252-253頁。

画許可により）拘束され、結果として排除妨害請求権を行使できなくなる」⁽¹⁷³⁾と指摘した。

相隣関係のうち、通風、採光、日照については、公法上の規制基準との関係について、2007年の物権法及びそれに取って代わって2020年に制定された民法典が定めている。

物権法 89 条は、「建築物を建造する場合、工事建設に関する国の基準に違反して、相隣する建築物の通風、採光、日照を妨害してはならない」⁽¹⁷⁴⁾（「建造建築物，不得違反国家有关工程建设标准，妨碍相邻建筑物的通风、采光和日照」）と規定する。この条文における（i）工事建設に関する国の基準に違反（＝公法上の規制基準）と（ii）相隣する建築物の通風、採光、日照を妨害（＝相隣権妨害）の関係については、公法上の基準に違反しないとしても私法上の受忍限度を超える場合はありうるとして両者を並列的に捉える見解（以下「並列説」と呼ぶ）⁽¹⁷⁵⁾と、相隣権妨害の判断と規制基準違反は連動しており、規制基準に違反しない場合は相隣権妨害も認められない（逆に規制基準に違反する場合は相隣権妨害も認められる）⁽¹⁷⁶⁾とする見解（以下「連動説」と呼ぶ）がある。

並列説の根拠としては、次のような点が述べられる。

「加害者が国家の工事建設に関する基準に違反した場合、当然妨害となり、権利者はさらに立証する必要はなく、直接救済を受けることができる。但し、加害者が工事建設に関する国の基準に違反していない場合、「相隣する建築物の通風、採光、日照を妨害してはならない」という基準は独立して機能できる。即ち裁判官が現地の習慣、当事者の具体的な状況、建築時期や建物の性質などの要素を結合し、実際に日照、通風、採光を損ねているかどうかによって、必要な受忍限度を超えているかどうかを総合的に判断することができる⁽¹⁷⁷⁾。」

連動説の根拠として、次のような点が述べられる。

(173) 常鵬翱「行政行為の物権法意義：一種規範分析」行政法学研究5期（2019年）20-33頁（26頁）。

(174) 参照、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_031.pdf、2022年11月16日最終訪問。筆者の判断で、訳を一部変更した。

(175) 王利明『物権法研究（第三版）（上巻）』（中国人民大学出版社、2013年）672-673頁。楊永清「『物権法』分則与民事審判」法律適用8期（2007年）16-22頁（19頁）。

(176) 潘令晖「『物権法』第89条述評」青年文学家21期（2013年）242頁、247頁（247頁）。

(177) 民法典についての解釈だが、物権法の説明としても通用する。王旭光「『民法典』綠色条款的規則構建与理解適用」法律適用23期（2020年）14-29頁（19頁）。

「典型的な環境権益としての、通気、採光、日照の判断は容易ではない。伝統的な考え方からすれば、これらの環境要素は、快適さや美しさなどの精神的な利益に関するものにすぎず、不動産の利用にはあまり影響を及ぼさず、厳重に保護するに値しない、また、その結果はそれぞれの主観的な感情と密接に関係しているので、正確な判断もできない。さらに、侵害行為に対する規制は、建物の高さ、容積、位置などに重要な影響を及ぼすことが多く、経済的コストが高く、空間利益の分配という公共事務にも関連しているため、司法が独自に判断できるものでもない⁽¹⁷⁸⁾」⁽¹⁷⁹⁾。

このように、通気、採光、日照についての受忍限度判断について、並列説は、現地の習慣・当事者の特定の状況から司法的判断になじむと考えているのに対して、連動説は、それら利益の要保護性が比較的低いこと、公法的な空間利益分配に関わることを指摘して司法的判断になじまないとするのである。後者の考え方を敷衍するものとして、都市計画の重要性を指摘し、相隣関係が「公法上の空間配置」に変更していくことを説く陳越峰の議論がある。

「所有権絶対の理念と制度に対して、相隣関係は弱い制約であり、しかも妨害除去に着目した消極的な調整メカニズムであり、都市空間の物質形態の形成と利益調整に早期と積極的に介入することができず、結果として土地開発利用行為の恣意性をもたらす可能性がある。このため、我が国は1991年に都市計画法により計画許可制度を確立し、例えば、第32条は「都市計画区内において、建築物、構築物、道路、幹線路とその他の工事施設の新設、増設と改築をしようとするときには、関係許可書類をもって都市計画行政主管部門に提出して申請しなければならない。都市計画行政主管部門は、都市計画が提示している計画設計要件に基づいて建設工事計画許可証を発行する。建設組織又は個人は、建設工事計画許可証とその他の関係許可書類を取得した後、工事開始手続を申請することができる」⁽¹⁸⁰⁾と規定していた。これによって、私法上の相隣関係の調整は、

(178) 鞏固「『民法典』物権編綠色制度解説：規範再造与理論新識」法学雑誌41巻10期（2020年）12-20頁、41頁（14頁）。

(179) これに加えて、物権法89条は公法上の義務を強調しており、条文に違反した場合、公法上の規定によって責任を負い、私法上の結果は生じないとする学説もある。顧大松「法定与意定：規劃許可採光糾紛の公私法解決路径」國際城市規劃32巻1期（2017年）35-39頁（37頁）。この場合、この条文は意味がなくなるのではないかという学説がある（葛雲松「物権法的扯淡与認真評「物権法草案」第四、五章」中外法学1期（2006年）52-62頁（52-54頁）。）

(180) 物権法の翻訳については、https://www.ljij.jp/html/jli/jli_2006/2006winter_p002.pdfを参照。

徐々に公法上の空間配置に変更していく⁽¹⁸¹⁾。」

物権法第 89 条の下での裁判実務は上記の「連動説」を採用し、相隣権妨害の判断を公法上の規制基準に連動させてきた。最高人民法院の物権研究チームも「建築物の相隣関係における日照、換気、採光に関する妨害行為の判断基準は、国家工程建設基準であり、国家基準に違反したことは、社会の一般の容認限度を超えたものとみなし、妨害排除や損害賠償の請求を排除することができる。国家建設基準に合致しているものは、ある程度の妨害があっても許容限度を超えておらず、隣接する建物の所有者や利用者に許容義務があるとみなす」⁽¹⁸²⁾とする。

2020 年、民法典が制定され、これによって物権法は無効とされ民法典が取って代わった。民法典第 293 条は、「建物を建造する場合は、工事建設に関する国の基準に違反してはならず、相隣する建物の通風、採光及び日照を妨害してはならない」（「建造建築物，不得违反国家有关工程建设标准，不得妨碍相邻建筑物的通风、采光和日照」）と定めている。物権法 89 条における「不得」（禁止）という語は工事建設に関する国の基準の箇所で一度だけ用いられていたが、民法典 293 条では相隣権（通気・採光・日照）妨害についても「不得」という語が用いられ、二度登場するのである。文理解釈的には、並列説を採る余地が生じたとも考えられる。ただし、筆者が調査し得た限りではあるが、「不得」の用法の変化について立法関係者等の公式的説明を見つけないことはできなかった⁽¹⁸³⁾。民法典制定以降、並列説と連動説については、(1) 物権法も民法典も連動説で解釈する⁽¹⁸⁴⁾ (2) 物権法も民法典も並列説で解釈する⁽¹⁸⁵⁾ (3) 物権法は連動説で解釈すべきだが、民法典は並列説で解釈すべきである⁽¹⁸⁶⁾ という 3 つの立場があり得ることになる。

(181) 陳越峰「城市空間利益的正当分配—從規劃行政許可侵犯相隣權益案切入」法学研究 37 卷 1 号（2015 年）39-53 頁（40-41 頁）。

(182) 最高人民法院物権法研究小組編『「中華人民共和國物権法」条文理解与適用』（人民出版社、2007 年）58 頁、鞏固「『民法典』物権編綠色制度解説：規範再造与理論新識」法学雑誌 10 期法学雑誌 41 卷 10 期（2020 年）12-20 頁、41 頁（14 頁）を参照。

(183) 現時点でもっとも詳しい民法典の註釈書と思われる王利明『中国民法典釈評（十卷本）』も、「不得」に関する改正には触れていない。

(184) 最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組『中華人民共和國民法典物権編理解与適用』（人民法院出版社、2020 年）460-462 頁。

(185) 王利明『物権法研究（第三版）（上巻）』（中国人民大学出版社、2013 年）672-673 頁、王利明『中国民法典釈評（十卷本）』（中国人民大学出版社、2020 年）。

(186) 鞏固「『民法典』物権編綠色制度解説：規範再造与理論新識」法学雑誌法学雑誌 41 卷 10 期（2020 年）12-20 頁、41 頁（14 頁）。

(3) の立場に立ち、並列説の方が住民の環境権益の保護に有利であるとする立場から、例えば次のような見解が見られる。

「『不得』という言葉は、相隣妨害の判断を前半文の「工事建設に関する国の基準」から外している。加害者が工事建設に関する国の基準に違反した場合、当然妨害となり、権利者はさらに立証する必要はなく、直接救済を受けることができる。但し、加害者が工事建設に関する国の基準に違反していない場合、「相隣する建物の通風、採光、日照を妨害してはならない」という基準は、独立して機能できる。即ち裁判官が現地の習慣、当事者の具体的な状況、建築時期や建物の性質などの要素を結合し、実際に日照、通風、採光の程度を損ねているかどうかによって、必要な受忍限度を超えているかどうかを総合的に判断することができる。簡単に言えば、基準を超えれば責任を負うが、基準を超えないことで必ずしも責任を免れるとは限らない。このような解釈の適用は、環境民事権益の保護を強化するのにさらに有利である⁽¹⁸⁷⁾。」

民法典は2021年に実施されたが、その後、裁判実務にも変化の兆しがある。行政許可がない場合であるが、民法293条を挙げた上で、公法上の規制基準への言及無しに、相隣権妨害についての判断を行っている裁判例がしばしば見られるのである⁽¹⁸⁸⁾。許可がない場合には従来から、民事訴訟による妨害排除請求や損害賠償請求が可能だったが、物権法89条を引用する裁判例は、ほぼ必ず、まず公法上の規制基準について判断してから相隣権妨害を判断していたため、これは注目すべき変化である。

また、行政許可がある場合でも、ダブルトラックの可能性を示唆する裁判例が見られる。例えば、倪某某訴区政府要求撤销加装电梯项目确认书事件では、古い団地の住民の外出困難を解決し、生活の質を高めるために、同団地の7軒の家主が共同出資によりエレベーターを設置することを提案した。区分所有の建物におけるエレベーターの設置には、人数比率及び面積比率が3分の2以上となる当該棟のオーナーの同意を得た上で、区政府の確認が必要である。区政府が発行したエレベーター設置確認書に対して、1階の住民はエレベーター設置が採光、住宅の安全などの権益に影響を与えるととして、確認書を取り消すことを求めて行政訴訟を提起した。一審判決は、政府が現行法の規定に従ってエレベーターの設置事業を承認したので、エレベーター設置確認書は適法であるとした上で、傍論として、この場合、エ

(187) 王旭光「『民法典』綠色条款的規則構建与理解適用」法律適用23期（2020年）14-29頁（19頁）。

(188) 楊秀萍、楊秀文等相隣紛争事件、広西壮族自治区賀州市中級人民法院民事判決書（2022）桂11民終859号。王建榮、馮水秋相隣紛争事件、福建省漳州市中級人民法院民事判決書（2022）閩06民終1880号。

エレベーターの設置段階で他の住民の相隣権利を侵害し、隣人の受忍義務に影響を産み出すときは、住民は法律に基づいて民事的救済を求めることができると指摘した⁽¹⁸⁹⁾⁽¹⁹⁰⁾。

(2) 相隣紛争解決手法としての行政訴訟ルート—原告適格を中心に

上で見たように、民法典制定によって今後変化する可能性はあるが、現在の裁判実務と学説の多くは、行政許可がある限り相隣権に基づく民事訴訟は不可能であり、救済は専ら行政訴訟に委ねられると考えている。そのため、相隣権に基づく行政訴訟の原告適格の議論が重要性を増す。

相隣者の原告適格の問題については、2000年司法解釈第13条1項「提訴された行政行為がその相隣権又は公平競争の権利に係る場合」は、相隣者は行政主体による相隣権に係る具体的な行政行為に対して行政訴訟を提起する原告適格を有することを初めて規定した。2000年司法解釈の注釈書によれば、「「相隣権」とは、不動産の所有者が物権を行使する際に、隣接する他人の不動産に対して特定の支配権を有する民法上の概念である。相隣権は物権に属し、土地に関する相隣権、水に関する相隣権、建物に関する相隣権などに分けられる。相隣権によって引き起こされた法律関係は相隣関係と呼ばれる。相隣関係は民事関係であるが、民事主体が他人の相隣権を侵害する行為は、行政機関の行政行為と密接な関係がある場合も多い。特に、民事主体の多くの行為は行政機関の許可を受けて行われるものであるから、相隣権を有する者は行政機関の許可行為によりその合法的權益が侵害されたとして、行政訴訟を起すことができる⁽¹⁹¹⁾。」2000年司法解釈の規定に従い、2018年司法解釈も相隣権者に原告適格が認められている（第12条1項）。

この規定でいう「に係る」という語から見ると、相隣権を有する（又は有すると主張する）者であれば原告適格が認められるという解釈もありうる⁽¹⁹²⁾。しかし、最高人民法院の判旨によれば、相隣者であれば原告適格があるとは言えず、合法的權益に影響を産み出す必要がある⁽¹⁹³⁾とされる。「相隣権者が原告適格を有するということは、訴えられた行政行為によって

(189) 江蘇省高級人民法院行政判決書、(2020)蘇行終1472号。

(190) ここでの救済は損害賠償のみでエレベーターの撤去は無理かも知れない。

(191) 甘文「新司法解釈答疑（三）關於原告適格的幾個問題」行政法學研究4期（2000年）1-3頁（2頁）。

(192) 相隣という事実がある限り、相隣権が侵害されているかどうかを考察する必要はなく、原告適格を認めることができるとするものとして、斯金錦「行政訴訟原告資格—「法律上利害關係」要件研究」公法研究2期（2005年）164-181頁（178-179頁）。また、「相隣」は近隣に居住することを意味するのか、それとも建物または土地使用権の範囲が隣接することを意味するのかという論点もあり得る。

(193) 「相隣権が侵害されるのは、行政訴訟の原告適格がある場合の一つであるが、権利者は相隣権に直接的な影響を及ぼす行政行為についてのみ訴訟を提起できると理解されるべきであり、相隣権に係る限り、権利者がいかなる行政行為に対しても訴訟を提起できるとする意味

不動産の利用状況が変更され、そして不動産の相隣者間に新たな権利義務が形成（「設立」）され、または既存の権利義務関係が変更・消滅され、相隣権者の合法的権益に不利な影響を産み出す可能性があることである⁽¹⁹⁴⁾。」

そして、相隣者の原告適格を判断するためには、以下のような判断定式が広く用いられている。

「相隣権者が行政訴訟を提起する資格が認められるためには、以下の3つの条件を満たす必要がある。第一に、行政行為が相隣不動産に対して行われたものである、例えば、近隣土地の工事。第二に、主張から見ると、相隣権が侵害される可能性がある、例えば、許可を受けた建設工事は自分の建物との間隔が狭すぎるという当事者の主張から、通風や採光などの相隣権が影響を受けることが予想される。第三に、相隣権は特定の法執行活動において行政法によって保護される、但し、相隣権者が建築行為を許可する前の項目立項審批（プロジェクトの実行可能性を認めること—引用者注）、用地計画許可行為に対して訴訟を提起する場合、原告適格が認められない。その理由は、関連規則は行政機関が行政許可を行う際に相隣権に影響するかどうかを考慮することを要求しないからである⁽¹⁹⁵⁾。」

この定式の「第三」には保護規範説的な発想を見て取ることができるが、これは、*劉広明事件*による最高人民法院における保護規範説の採用以後見られるようになったものである。

2.2.2. 相隣権を手がかりに原告適格を判断した事例

上では相隣権の概念意味及び相隣紛争の解決を検討したが、景観訴訟において、どのように「相隣権」を手がかりに原告適格を判断するのか、考察していく。1.2. で述べた原告適格の判断枠組みの運用によって、実際影響説の影響が強いもの、保護規範説に影響され行政機関の審査事項に注目するもの、不明なものがある。実際影響説と保護規範説の両者が用いられた場合があり、考察の便宜を考え、事例を肯定事例と否定事例に分け、検討する。

では理解できない。」梅美娟資源行政管理：土地行政管理（土地）再審査審判監督事件、最高人民法院行政裁定書（2019）最高法行申486号。

(194) 盧振鵬与大連市人民政府申訴行政裁定書事件、最高人民法院行政裁定書（2015）行監字第188号。

(195) 裴某1与成県自然資源局等城鄉建設行政復議糾紛再審事件、甘肅省高級人民法院行政裁定書（2020）甘行申268号。

2.2.2.1. 否定事例

多くの場合、原告適格が認められない。例えば、*王莉莉、祖素環等 and 葫芦岛市自然资源局都市農村建設行政管理事件*⁽¹⁹⁶⁾（以下「*王莉莉事件*」という）では、原告は「首創竜湾」団地の第一期開発部分に住んでおり、当該団地の開発会社が、続く開発で原告の居住する棟の前に約 80 メートルの高さのビルを建設することを認めた行政許可に対して、原告に聴聞の権利を知らせなかったことには手続的違法があり、かつ自らの海を見る権益が侵害されたとして、行政訴訟を提起した。海を見る権益は景観権ではなく眺望権に属すると考えられるが、判旨では景観を享受する権益に言及されているので、ここで検討する。

一審は景観権・眺望権と相隣権との関係を詳しく説明した上で、保護規範説に基づいて原告適格を判断した⁽¹⁹⁷⁾。

同判決はまず、2018 年司法解釈第 12 条と相隣関係・相隣権の性質について詳細に説明する。

「民法通則及び物権法の関連規定によれば、相隣関係とは、互いに隣接している 2 つ以上の不動産の所有者、用益物権者または占有者がそれぞれ所有権または用益物権を行使することによって生じる権利義務関係であり、一方の権利は相隣権と呼ばれる。また物権法第 86 条から第 91 条の規定によれば、主に相隣権利者の用水、排水、通行、隣接土地の建物を一時的に利用した工事補修、通風、採光、日照、大気汚染物質の排出、水質汚染物質などが含まれる。これは相隣権者が訴えられた具体的行政行為に対する行政訴訟を提起できる原告適格を有するかどうかの審査原則であり、計画行政管理行政行為に関する原告適格の認定にも適用される。前述の司法解釈（2018 年司法解釈）第 12 条の規定によれば、相隣関係の内容と結びつけて、相隣関係者が訴えられた行政行為に対して行政訴訟を起こすことができるかどうか、訴えられた行政行為が相隣関係における一つまたはいくつかの権益を侵害したか、又は侵害する可能性があるかどうかによって決すべきである。しかし、明確にすべきなのは、相隣関係は通常の生活と生産を維持するための必要な最低限のものであり、法律によって隣接する不動産の権利が制限されることは、法律の強行規定に属するものであり、その限度を恣意的に拡大することは公正の原則に反し、権利の濫用を招く恐れがある。」

その上で、景観権・眺望権は、相隣権には属しないとされる。

(196) 遼寧省興城市人民法院行政裁定書、(2020) 遼 14 行終 65 号。

(197) 二審判決では、2.2.3. で述べた相隣権者の原告適格の判断定式を用いた上で、一審判決と同様の判断手法に基づいて原告適格を判断した。

「具体的には、本件で、原告側が主張しているのは、被告が行った建設工事に関する計画許可という行政行為によって、原告の「眺望権」あるいは「觀景権」が侵害されたことである。「眺望権」あるいは「觀景権」は、特定の場所（私邸など）からの美しい景色を楽しみ、視線も遮られない権利であり、権利の主体が比較的明確で私権的な性質を有している。一方、建設工事計画を許可する権力は、法律により行政機関に与えられた行政許可権力であり、公権力の属性を有している。自然人が私権が公権力によって侵害されたと認識したとき、取消訴訟を通じて訴訟の目的を達成できるかどうか、具体的に分析しなければならない。まず、法律面では、「眺望権」や「觀景権」の客体の本質は、良好な視野または美しい景觀がもたらす精神的な健康の喜びの利益であるが、現状では、通常の生活を満たすために必要な最小限を超えるこのような利益については、それが行政上の法定権利として強制的に保護されとする法律の明示の規定は定められていない。また、「眺望権」または「觀景権」は、相隣関係には属さず、地役権に属するものである。物権法は第14章で地役権を規定しているが、法律で規定された相隣関係の外に、景觀を見ると美しい景觀を享受できるかどうかは、通常の最低限度の生活を維持するためではなく、不動産の価値を高めることを目的とする。」

以上を踏まえて本判決は、相隣権とは別に景觀権・眺望権に基づく原告適格について判断し⁽¹⁹⁸⁾、保護規範説に立脚した上でそれを否定する。

「計画部門が行政許可を行う際に、「眺望権」「觀景権」または「周辺一定地域の住宅価値の下落」を考慮すべきかどうか、現行法律には明確に規定されておらず、明確な規定がない限り、行政機関がこれを審査事項に含めるよう要求してはならない。そうしないと、地役権の侵害を承役地にもたらし、そして、建設工事行政許可権に対する制限でもあり、法律上の否定的評価の範囲を超えているものである。したがって、現行の行政法規や司法解釈では、相隣権だけが保護され、地役権の利害関係が保護されるかどうかについては明確な規定がされていないため、原告の訴えは行政訴訟の範囲に属さないことになる。」

最後に、距離に着眼して、相隣権の有無について検討される。

(198) この点は、2018年司法解釈で言えば、「⑥その他の行政行為と利害関係がある場合」についての判断に当たるだろう。

「次に、客観的な面では、相隣関係は、互いに隣接する二つの不動産に基づいている、原告側が住んでいる首都龍湾 1 期は、訴えられた計画許可地との間に海岸道路があり、一定の距離があり、建物の全体性と隣接の一体性がないため、行政法上の相隣関係に属していない。原告側が住宅を購入する際に開発会社との間で「眺望権」または「観景権」の内容にいて契約の約定があるかどうか、本案で審査及び調整の範囲ではな」い。

同様に、張松濤与舞鋼市住房和城郷建設局城郷建設行政管理事件（以下「張松濤事件」という）では、行政機関が建築赤線（建築境界線）を超えた建物建築を第三者に許可したところ、原告は、当該許可が原告のプライバシー権、相隣通風権、眺望権、視覚美観を侵害するとして、行政訴訟を提起した。一番は、上記 2.2.1.2. (2) で述べた相隣者の原告適格の判断定式を引用した上で、①行政機関は行政行為を行う際に相隣の問題を考慮すべき法令上の根拠がない、② プライバシー権、眺望権、視覚美観権は相隣権に属しない、③原告の相隣通風権が訴えられた行為によって侵害された証拠がないとして、訴えの対象たる行政行為に原告は行政訴訟法上の利害関係がないとして、原告適格を否定して訴えを却下した⁽¹⁹⁹⁾。

2.2.2.2. 肯定事例

ア 景観権を問わず相隣権に基づいて原告適格を肯定した事例

景観侵害を理由として提訴された事件であり、相隣権に基づいて原告適格が問題になった案例として念泗三村 28 棟住民 35 人訴楊州市規画局行政許可行為侵權事件（以下、「念泗三村事件」という）⁽²⁰⁰⁾ を考察する。

江蘇省楊州市規画局は揚州市東方天宇置業有限公司に建築許可（「建設工程計画許可」）を発した。周辺住民は建築許可行為によって通風、採光等の相隣権及び瘦西湖景観区の景観が損害された（風景区で建築予定の住宅棟が見える）として、許可の取り消しを求めて訴訟を提起した。一審判決は原告適格を判断せずに行為の適法性を判断したが、二審判決で相隣権

(199) 河南省舞鋼市人民法院行政裁定书、(2020) 豫 0481 行初 8 号。

(200) 『最高人民法院公報』2004 年第 11 期。本事件では景観権が明示されなかったが、学説上は景観権の代表例として挙げられることがしばしばある。王樹良「我国景観行政訴訟の現状与探討—以日本景観行政訴訟為参考」暨南学報（哲学社会科学版）3 期（2018 年）26-35 頁（28 頁）。賈茵「保護規範理論在公法相隣權行政案件中的域外案例与適用指引」法律適用 8 期（2020 年）66-79 頁（69-70 頁）。徐濤「論我国行政許可第三人的範圍確定」天津法学 28 卷 1 期（2012 年）29-36 頁（32 頁）。趙宏「保護規範理論的展開与問題—聯立公司訴北京市東城区人民政府行政復議案評析」交大法学 1 期（2022 年）160-176 頁（174 頁）。王貴松「論行政訴訟的權利保護必要性」法制与社会發展 24 卷 1 号（2018 年）130-148 頁（133 頁）。多くの学者はこの判例を景観訴訟の代表例として検討しているが、原告の主張は主に眺望権に関わるものであることに注意すべきである。

者の原告適格の問題が詳細に検討された。法院は

「本件の当事者は、具体的行政行為の相手方ではなく、相隣権が侵害されたとして行政訴訟を提起した。提訴に係る相隣権は、民法の範疇に属するものである。中華人民共和国民法通則の規定により、民事主体は、建物に隣接していることから生じた日照、通風、採光、排水、通行などの民事紛争については、民事訴訟で解決すべきである。しかし、実際には、一方の当事者が行った他の当事者の相隣権に係る行為が行政機関によって批准・許可を受けたものであれば、他の当事者は民事訴訟を通じて救済を受けないことになってしまう。そのため、2000年司法解釈第13条第1項（司法解釈名を省略し、条項番号の数字の誤記を修正し—引用者注）は、相隣権者は行政主体が行った相隣権に係る具体的な行政行為に対して行政訴訟を提起する原告適格を有すると規定し、民事主体の相隣権が侵害されないことを目的としている」。

と示し、相隣権に基づいて原告適格を認めた。

本判決では原告適格を判断する際に相隣権について詳しい判断がなされたが、景觀権には言及されなかった。景觀権と原告適格の認定の関係は明確ではないことになってしまう。但し、本案審理の過程においては、一審判決は具体的行政行為が「蜀岡—瘦西湖景勝地計画」に違反していないと判断した上で、「原告28棟の住民は、景勝地で建設予定の住宅棟が見えることが景勝地計画に影響を与えるというが、その理由は成立しない」と指摘した。

本判決は原告適格の基礎として景觀権を挙げていないため、日本法であれば、景勝地計画に違反するかどうかは「自己の法律上の利益に関係のない違法」と判断される可能性があるという。中国法上も、本案において原告の「合法的權益」の有無としてこの点が問題にされる余地がある。しかし本判決はその点は意識せず、景勝地計画への違反がないこと、住宅棟が見えることが景勝地計画への悪影響は産み出さないことについて判断している。

イ 景觀権が相隣権に属することを理由に原告適格を肯定した事例

曹金妹与南通市通州区二甲镇人民政府不履行法定職責事件（以下、「曹金妹事件」という）では、原告は、第三者の門前河川敷の建物（便所）と雑多なゴミが村の相貌（「容貌」）と環境衛生を破壊したと主張し、二甲镇人民政府が、村の相貌と環境衛生を損ねている当該建物の取り壊し、ゴミの清掃、この土地からの撤退を命じないことが違法だと主張して行政訴訟を提起した。

一審は、原告は「自分の權益が侵害されたことではなく、社会公共利益が損害されたとして訴訟を提起した」として、原告適格を否定し、訴えを却下した。

しかし二審は、「環境面に関する相隣権」を根拠に原告適格を肯定する。

「訴えられる具体的な行政行為がその相隣権または公平な競争権にかかわる場合、公民、法人またはその他の組織は法に基づいて行政訴訟を提起することができる。行政訴訟法には相隣権の範囲に関する具体的な規定はなく、法院は相隣権に関する行政事件を審理する際、民法における関連規定を参照して判断するしかない。民法通則の相隣権に関する規定に基づき、不動産の隣接各方は、有利な生産、便利な生活、団結互助、公平で合理的な精神に基づき、節水、排水、通行、通風、採光などの面での相隣関係を正しく処理しなければならない。また、中華人民共和国物権法第7章は相隣関係の行使及び範囲に対してより明確で具体的な規定を作り出し、その中で、第90条に規定された不動産権利者は国家の規定に違反して固体廃棄物を廃棄してはならず、大気汚染物、水汚染物、騒音、光、電磁波放射などの有害物質を排出してはならない。隣接する権利者の環境権益の保護をより体现している。社会の発展に伴い、人々の生活様式も絶えず変化しており、相隣権に関連するいくつかの新しい利益が絶えず現れており、生活実践の中で、相隣関係による紛争はすでに民法通則及び中華人民共和国物権法の範囲に限られていない。本件では、曹金妹は便所が村の相貌と環境衛生を破壊したと考え、便所が曹金妹を臭気の漂う環境で生活させたと主張している。すなわち、原告の環境面に關する相隣権の主張であり、二甲鎮政府の行政行為は曹金妹の相隣権と利害關係がある⁽²⁰¹⁾。」

ここで原告の主張する「村の相貌」には景觀も含まれているとは考えられるが、法院の判断は環境衛生・悪臭等に重点があったと推測することも可能だろう。しかし本判決が「環境面に関する相隣権」を根拠に原告適格を認めたことは注目に値する。

2.2.3. 相隣権とは切り離して「實際影響」・「利害關係」⁽²⁰²⁾を判断した事例

楊駿与涟水県涟城镇人民政府、涟水県住房和城鄉建設局行政批准事件⁽²⁰³⁾（以下、「楊駿事件」という）は、「實際的な影響」を産み出さないとして原告適格を否定した事例である。

（事案）楊駿は2009年6月、君悦華城小区のA2号棟1階の表店を購入した。楊駿が住んでいるところは炎黃國際花園小区と隣接しており、団地間に約450平方メートルの土地がある。第三者闡北委員會は2013年10月、コミュニティ住民の便宜のため、この土地をコンクリート舗装に建設するにあたり、被告涟水住建局緑化科に「まず緑化検証を行い、合格交付後、

(201) 江蘇省南通市中級人民法院行政裁定書、(2016)蘇06行終209号。

(202) 上記1.1.3.で述べたように、2000年司法解釈の注釈書は同解釈12条にいう「具体的な行政行為との間に法律上の利害關係を有する」は、行政機關が行った具体的な行政行為が公民、法人及びその他の組織の権利利益に實際的な影響を与える場合であると指摘した。

(203) 江蘇省淮安市中級人民法院行政裁定書、(2016)蘇08行終42号。

団地の総検査を行う際に、450平方メートルを「炎黃国際花園」の緑化率の面積に計算することを書面で申請した。被告連城鎮政府はこの申請に同意し、被告である住建局緑化課も政府の意見を踏まえて同意した。楊駿は、両被告が450平方メートルの緑化を炎黃国際花園小区緑化率の面積に算入することに同意した行政行為が違法だとして、行政訴訟を提起した。

一審判決は、被告の行政行為が「原告の合法的權益に明らかに実際的な影響を産み出さない」として、原告適格を否定した。楊駿は一審に不服があり、行政行為が「上訴人の通行権、景色権、眺望権を侵害し、さらに、上訴人の居住環境を悪化させたから、上訴人の權益が損なわれた」と考え、控訴した。二審判決は、原告が行政行為の相手方ではないと指摘した上で、行政行為の対象となる土地は原告が居住するところがないとして、原告の合法的權益に影響を産み出さないと判断する。その上で、原告の「景色権」に関する主張について、「目に見えるものはすべて自分の権利だ」という認識であり、自分の権利の範囲を無限に拡大し、事實的根拠や法的根拠がない⁽²⁰⁴⁾として、これは合法的權益に当たらないとした。

2.2.4. 注目される特殊事例：「間接的利害關係」と「集团的利益」

青島市規畫局の行政許可事件では、法院は「合法的利益」と「因果關係」を解釈することによって、景觀利益を主張する住民に原告適格を肯定する大胆な判決を下した⁽²⁰⁵⁾。

（事案）青島国信会社は、青島音楽広場の北側の海岸から10メートル以内のところで、被告青島市計画局から建設用地計画許可証および建設工程計画許可証を得た後、住宅開発に着手した。

周辺原告X1、X2、X3は、音楽広場は青島市のシンボリックな景觀であり、中国オリンピック招致委員会によってセーリング競技大衆の觀戦場所として確定され、この場所に商業住宅を建設することは、海辺の風景を破壊するだけでなく、青島市第12期第2回會議第2号案と青島市第130号文書における「景勝地の自然景觀を破壊することを厳禁する。海岸線から陸域まで200メートルの範囲で、住宅、マンション、別荘、雜居ビル（オフィスビルを含む）、ホテル、レストランなどの建設の承認を禁止する。」という規定にも違反すると考え、行政許可は上記規定に違反し、音楽広場と周囲の環境との調和を著しく損ない、原告らの環境権を侵害するとして、行政許可を取り消すことを求めて行政訴訟を提起した。

判決はまず、原告の主張を以下の2点に整理する。

(204) 江蘇省淮安市中級人民法院（原江蘇省淮陰市中級人民法院）行政裁定書、(2016)蘇08行終42号。

(205) 同判決については、判決文を入手できなかったため、姜培永「市民状告青島規劃局行政許可案—兼論我国建立公益訴訟制度的必要性与可行性」山東審判1期（2000年）59-61頁（59-60頁）に基づき紹介する。

- (1) 計画プロジェクトが完成すると、建物が混雑し、緑地が減少するだけでなく、直接海を眺めることが難しくなるから、被告の計画行為は原告らの環境権を侵害する。
- (2) オリンピック招致が成功すると、浮山湾海域は2008年オリンピックの水上競技種目に使用され、浮山湾7号の地域は海からわずか10メートルほど離れている。この地域は商業開発に使用されると、必ずオリンピック大衆の観戦場所を占め、音楽広場の景観を破壊した。また、この地域は海岸線から陸域までの200メートルの範囲内にあり、青島人民代表大會議案と政府文書による住宅建設禁止区域である。

判決は、(1) は、自分の利益を保護するためのものであり、主観訴訟の範疇に属するが、(2) は、社会的公共利益を保護するためのものであり、客観訴訟や公益訴訟の範囲に属するとし、本事件は「公益訴訟と主観訴訟が絡み合っている訴訟の種類」だと特徴付ける。

その上で判決は、2000年司法解釈12条における「法律上の利害関係を有する」の解釈によって、原告らの原告適格を肯定する。

本件の受理以前、浙江、河南、新疆などでは、すでに数件の公益訴訟裁判例で、法院は2000年司法解釈第12条の規定に基づいて、原告適格がないことを理由に起訴を却下した。しかし、2000年司法解釈第12条「具体的行政行為との間に法律上の利害関係を有する公民、法人及びその他の組織は、当該行政行為に対して不服がある場合には、法に基づき行政訴訟を提起することができる」とにおける「法律上の利害関係」については、民事上の権利だけでなく、行政法上及び憲法上の権利を含め、直接的な利害関係だけでなく、間接的な利害関係を含む広い意味で理解されるべきである。その中で、間接的な利害関係には、不特定の個人によって構成された公共的な集団が享受する公共的な利益が含まれなければならない。公民の「個人の利益」を無視すれば、大多数の「公共の利益」はなくなるだろう。これらの権益が侵害されているかどうかは、実質審理の訴訟段階に入ってから判断することができるものであり、原告適格を否定すれば、これらの権益が侵害されているかどうかを審査するゲートを閉鎖したことになり、原告にとって、手続の公正を保障することができないだけでなく、実質的正義を直接損害する可能性がある。したがって、本件は主観訴訟であれ公益訴訟であれ、原告の主体資格を確認しなければならない。

以上のように、実質的正義を実現し、原告に実効的な救済を与えるため、原告が主張する複合的な利益を保護し、原告適格を認めるべきであるとした。

3. むすびにかえて

3.1. まとめ

本稿は中国行政訴訟における原告適格の認定についての一般論を検討した上で、景観行政訴訟の場合の原告適格の認定を検討した。その結果、以下のことがわかった。

まず、1989年の行政訴訟法制定以来、2000年司法解釈の制定及び2014行訴法改正によって、原告資格の判断基準は最初の「合法的權益が侵害された」から「利害関係がある」へと転換してきた。そして、「利害関係がある」を判断するために、従来、「合法的權益」＋「因果関係」という「実際影響説」が多く用いられてきたが、*劉広明案*によって保護規範説が導入された後、実際影響説と保護規範説が対立する様相を呈している。

次に、景観行政訴訟では、原告適格の判断に「相隣権」の要素が加わり、より複雑である。

(1) 自然景観に関する訴訟では、法院は実際影響説を用いて原告適格を判断している。自然景観を享受する利益は公共利益であると考えられており、実際影響説における「合法的權益」を満たさないからである。(2) 都市景観に関する訴訟では、多くの場合、司法解釈(2000年司法解釈13条1項及び2018年司法解釈12条1項)に基づき相隣権を手がかりに判断する。この場合、まず景観権と相隣権の関係が問題になりうるが、(i) 景観権が相隣権に属するとして原告適格を肯定した事例(ii) 景観権が相隣権に属しないとすることに加えて、行政機関が行政許可を行う際には相隣権を考慮しないとして原告適格を否定した事例(iii) 原告は相隣権者だとして原告適格を肯定したが、原告が主張する景観権が相隣権に属するかどうかを判断しなかった事例(iv) 相隣権とは無関係に、景観権が実際影響説における「合法的權益」に合致するかどうかで原告適格を判断した事例がある。

3.2. 今後の課題

今後筆者が検討したい課題を3点挙げる。

3.2.1. 相隣権と地域像維持請求権

ここまで見たように、景観紛争に関する行政訴訟の原告適格は主に「相隣権」をめぐる争われてきた。上記の*王莉莉事件*と*張松濤事件*では景観権は相隣権に属しないとされた一方、*曹金妹事件*では、景観に関するものも含む原告の利益が「環境面に関する相隣権」として原告適格の基礎とされた。

しかし、景観紛争の本質は、相隣紛争とは異なるのが通常であろう。たとえば、*張松濤事件*で、建築赤線(建築境界線)を超えた建築物の近隣に居住する原告が求めたのは、自分を含む公共の視覚美感が越境建築物によって侵害されないことだった。*楊駿事件*での行政許可の対象とされる土地に相隣している楊駿が求めたのは自らの居住区に加えて許可対象地一帯

の緑化を保護することだった。これらは、自分が住んでいる地域が他者の行為によって破壊されることを憂慮する原告が、現在の地域のあり方を維持することを求めて訴訟を提起した事例である。学説の中には、このような主張を、ドイツ法に由来する「地域像維持請求権」⁽²⁰⁶⁾として受け止めようとするものがある⁽²⁰⁷⁾。景観紛争を相隣紛争として捉えることの意義と限界について、今後考察していきたい。

3.2.2. 実際影響説と保護規範説

本稿では中国における実際影響説と保護規範説の対立上を分析し、裁判実務上は、(i) 保護規範説を単純に適用したもの、(ii) 実際影響説を単純に適用したもの、(iii) 保護規範説が適用されたように見えるが、実際には実際影響説が適用されたと思われるもの、(iv) 判旨を見る限り、実際影響説が適用されたのか、保護規範理論が適用されたのかは明確でないもの、という4種類があることを明らかにした。(iii)と(iv)の問題が生じるのは、実際影響説が重視する「事実要素」と保護規範説における「規範的要素」の関係が不明であるからだと思われる。

1.2.3. で触れた「リスク社会における原告適格」に関する楊麗の議論は、原則として実体法規範を根拠とするが、「権益の性質及び内容、権益が侵害される程度」や「侵害後の関連集団」への影響などの事実要素も考慮しようとするものである。日本でも議論された保護に値する利益説⁽²⁰⁸⁾や行訴法の9条2項のいわゆる「第4の考慮要素」＝「態様及び程度」に関する議論⁽²⁰⁹⁾とも共通する問題意識があると思われる。日中の学説史を検討してこの点を解明していきたい。

3.2.3. 都市的相隣関係における行政的基準と相隣関係の理論

上記 2.2.1.2. では、公法的規制基準と（通風・採光・日照の）相隣権妨害の判断との関係について検討した。通風・採光・日照の相隣紛争分野では、行政機関が行政行為を行う際に、その建物が公法上の規制基準を満たしているかどうか、開発者が計画などを作成する際に隣人の権益を考慮しているかどうかを考慮する。これは、建物の開発者の財産権と隣人の相隣

(206) 参照、角松生史『「地域像維持請求権」をめぐって』阿部泰隆先生古稀論文集『行政法学の未来に向けて』（有斐閣、2012年）477-501頁。

(207) 趙宏「規制許可訴訟中隣人保護の権利基礎と審査構造」法学研究 44 巻 3 期（2022 年）86-102 頁（95-102 頁）。

(208) 原田尚彦「行政事件訴訟における訴えの利益」『環境権と裁判』（弘文堂、1977年）270-303 頁（286-292 頁）。

(209) さしあたり参照、神橋一彦『行政救済法（第2版）』（信山社、2016年）117頁。

権益のバランスを図ることによって、土地を合理的に利用する目的を達成するものである。この場合に隣人の民事訴訟を認めない法院の考え方について、陳越峰は次のように説明を試みる。

行政許可がある場合、前述したように規制基準に違反しない場合は相隣権妨害も存在しないと考えているのが一般的である。その理由は以下のとおりである。「相隣（権者の権益に与える）影響は、行政許可決定が第三者に及ぼす影響に転化されている。私法上の相隣関係問題は公法上の行政許可の第三者効力問題に変わったわけである。我が国の実定法上、相隣関係者が行政許可の利害関係者として行政訴訟を起こすのは法定権利である。」

つまり公法上の規制基準の制定自体が利益分配を実現しており、これにより私法上の相隣関係は公法上の関係に転化したというのである⁽²¹⁰⁾。

相隣関係における利益分配と公法と私法の関係については、日本でも民法・行政法双方で議論の蓄積がある⁽²¹¹⁾。ダブルトラックの問題も含めて、日中の学説史を検討して解明していきたい。その際、土地所有権に関する日中の制度の基本的な違いが影響するかも含めて検討したい。

(210) 陳越峰『中国城市規劃法治構造』（中国社会科学出版社、2020年）173頁。

(211) さしあたり参照、原田大樹「行政法と民事法」法学教室440号78-85頁及び同論文掲記の文献参照。